

行政改革大綱

<改訂版>

平成26年5月



山陽小野田市
SANYO ONODA CITY

はじめに

山陽小野田市の誕生後、これまで2期8年間に渡って市政の舵取りを行ってきました。

1期目は、合併により期待された「夢」の実現に着手するというよりも、目の前に突きつけられた「崖っぷちの財政状況」に対応することに必死でした。結果として、マイナスからのまちづくりへの挑戦となり、大変厳しい市政運営を強いられましたが、市民並びに関係者の皆様の御理解と御協力をいただきながら、堅実な市政運営に努めてまいりました。その結果、市の財政再建を実現することができました。

続く2期目は合併特例債を活用し、市民病院、ごみ処理施設及び山陽消防署等の老朽化した社会資本の整備に取り組み、具体的に山陽小野田市の基盤となる施設の整備に取り組んできました。

この間、行政改革については、平成19年12月に策定した行政改革大綱とそのアクションプランに基づき、積極的に取り組んできました。これまで取り組んできた行政改革の一例として、自治基本条例の制定、定員適正化計画に基づく適正な定員管理、行政評価システムによる事業評価の実施・公表、公共施設における指定管理者制度の導入及び水道使用料・下水道使用料の徴収一元化等があり、大きな成果を上げることができたと考えています。

これもひとえに、職員はもちろんのこと、市民、議員が「オール山陽小野田市」の姿勢でまちづくりに取り組んできたおかげであると考えており、あらためて関係の皆様方にお礼を申し上げます。

しかしながら、危機的な状態は脱したものの、市の財政状況は今後も楽観視できるものではなく、また、日々変わる状況の中で、市民が望むサービスを的確に持続的に提供していくためには、今後もこれまで以上に積極的に行政改革に取り組んでいく必要があります。

このたび、平成19年に策定した「行政改革大綱」を見直し、また、新しいアクションプランを策定することにより、本市の行政改革の態勢を立て直すこととしました。これにより、市民の皆様が住み良さを実感できるまちづくりを加速させたいと考えています。

全職員が一丸となって真剣に取り組んで参りますので、今後とも市民の皆様方の御理解と御協力を賜りますよう、どうぞよろしく申し上げます。

平成26年5月

山陽小野田市長 白井博文

目 次

はじめに	1
1 策定の趣旨	3
(1) 策定に至る経緯	3
(2) 行政改革の推移	4
(3) 行政改革の視点	5
(4) 行政改革の取組結果と成果	5
(5) 本市を取り巻く状況と今後の方向性	8
2 基本的な考え方	9
(1) 行政改革大綱の構成	9
(2) 計画期間	9
3 策定時の取組	10
(1) 組織体制	10
(2) 策定までの流れ	10
4 見直し時の取組	12
(1) 組織体制及び策定までの流れ	12
5 施策体系分類	13
1 分権型社会に対応した自治体のあり方	13
(1) 協働と参画による行財政運営	13
(2) 説明責任の遂行と透明性の向上	14
2 社会経済情勢に対応した行財政運営システムの構築	14
(1) 総合計画と連動した行政評価システムの活用による 新たな行財政運営の構築	15
(2) 財政健全化の推進	16
(3) 人事制度改革	17
(4) 組織体制の改革	17
6 取組状況の検証及び公表	19
アクションプラン	20
用語解説	56

1 策定の趣旨

(1) 策定に至る経緯

2度の石油危機を経た1980年代において、多くの先進諸国において深刻な財政危機に直面し、行政改革が重要な政治課題として取り上げられるようになりました。わが国においても、この時期から本格的に行政改革に取り組むようになりました。

1983年(昭和58年)に発足した第一次臨時行政改革推進審議会(第一次行革審)は、国と地方の行財政の減量化・効率化が喫緊の課題であるとして、自治体に対しても減量化・効率化・歳出抑制を強く求めました。これを受けて、国は1985年(昭和60年)に「地方公共団体における行政改革推進の方針(地方行革大綱)の策定について」を通知し、地方行革の推進に関する指針を示しました。この中で、各自治体が「行政改革大綱」を自主的に策定すべきことが明記され、全国の自治体が一斉に行政改革大綱の策定に取り組むこととなりました。自治体が行政改革を進めるにあたって、行政改革の基本方針や具体的な取組事項を行革大綱に明示し、それに沿って行革に取り組むというスタイルは、この後今日に至るまで続いています。

1990年代には、自治省から「地方公共団体における行政改革推進のための指針(地方行革指針)」及び「地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針(新地方行革指針)」が出され、全国の自治体に対して行革大綱の策定・見直し、事務事業の見直し、組織・機構の見直し、定員・給与の適正化、行政の情報化等が求められました。これを受けて、多くの自治体では1980年代に引き続き行革大綱を策定・改訂するとともに、簡素化・合理化を中心とした行政改革に取り組んできました。

2005年(平成17年)には、総務省から「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針(地方行革指針)」が出され、全国の自治体に対して、行政改革に向けての新たな取組や数値目標を盛り込んだ5年程度の「集中改革プラン」の策定・公表が要請され、また、行政組織運営全般について、PDCAサイクル^{*}を取り入れた新たな行政改革大綱等の策定又は従来行政改革大綱の見直しを行うことが求め

られました。

これを受けて、本市でも2007年（平成19年）12月に行政改革大綱とそのアクションプラン^{*}を策定しました。行政改革大綱は平成28年度までの10年間の計画とし、策定から5年後を目処に、国・県の施策の動向や社会経済情勢の変化及び本市の財政状況に応じた見直しを行うこととしました。また、アクションプランについては、計画期間を平成23年度までの5年間としました（平成19年策定当時の計画期間です。このたびの見直しにより、新たに平成26年度から平成28年度までのアクションプランを策定しています。）。

（2）行政改革の推移

行政改革に本格的に取り組まれるようになってから、地方自治体が伝統的に実施してきた行政改革は、経費・人員の削減、事務事業の見直し、組織・機構の統廃合、事務の外部委託等があります。これらは主に行政機関の簡素化・合理化あるいは減量経営を目指したもので、費用の削減に主眼を置いたものでした。

その一方で、地方分権^{*}の推進という時代の流れの中で、市町村は住民に最も身近な立場にある基礎自治体として、地域における行政の中心的な役割を担うことが求められるようになり、住民ニーズに主体的に対応していく必要性が大きくなっていきました。

また、少子高齢化や核家族化が進むなど、社会経済情勢が変わり、人々の価値観が多様化する中で、行政に対する住民ニーズも複雑・多様化していきました。しかしながら、このような状況に合わせて、自治体がサービスの拡大を続けていくことには限界があります。

住民ニーズに的確かつ継続的に対応していくためには、住民、地域の団体、民間企業と行政とが手を取り合って、一緒にまちづくりに取り組んでいく必要があります。また、行政は既存の制度や法令を過去のとおり運用するのではなく、自らの責任と判断で法令等を積極的に活用し、自立的に行動する「行政経営^{*}」（NPM（ニュー・パブリック・マネジメント））という考え方を取り入れることが必要となってきました。

このような時代の流れに応じた新しい行政改革の手法としては、具体

的には指定管理者制度*、PFI*、官民協働によるまちづくりの推進、広域連携によるまちづくり等があります。これらは、経費削減等の目に見える効果を目指すのではなく、職員の意識改革や住民サービスの向上に主眼を置いたもので、現在ではこれらの行政改革も大きなテーマとなっています。本市の行政改革大綱及びアクションプランでも、これらの新しいタイプの行政改革を積極的に取り入れたものとなっています。

(3) 行政改革の視点

行政改革の主役は昔も今も「経費の削減」となることが少なくありませんが、費用の削減を主に据えて行政改革を進めると、本来あるべき行政を構築するという姿勢が乏しくなる恐れがあります。

行政の本来の目的は、市民に高品質の行政サービスを提供することであり、いくら費用を削っても市民が満足しなければ、行政はその役割を果たしたとは言えません。もちろん、行政サービスにかかるコストを無視するわけにはいきません。市民が満足するサービスを提供する上で、無駄な費用を抑制し、最小の費用で最大の効果をあげる施策の進め方を実現することこそが、行政に課せられた命題であり、行政改革の一環で取り込まれる費用の削減は、この考え方に基づくものでなければなりません。そのためには、提供する行政サービスの内容とコストのバランスを総合的に考え、市民にもっとも喜ばれるサービスの提供を見極めていく必要があります。

本市で策定した行政改革大綱とアクションプランの中では、経費削減にとどまらず、あらゆる面から「市民サービスの向上」に資する施策を取り入れて、市民が住み良さを実感できるまちづくりに努めてきました。行政改革に取り組むのは、あくまでも第一次山陽小野田市総合計画に定める「活力ある住み良さ創造都市」を、将来にわたって継続的に実現していくためであるという基本的な姿勢は、決して忘れてはならないものです。

(4) 行政改革の取組結果と成果

これまで行政改革大綱及びアクションプランに基づき、行政改革に取

り組んできた成果を測るものとして、第一次山陽小野田市総合計画の策定時及び見直し時に実施した市民アンケート調査の結果があります。

この中の行政改革に関連する設問の調査結果を見てみると、「窓口での対応の状況」に対して「満足」又は「大変満足」と答えた方の割合は、平成18年調査時の23.5%から平成24年は32.4%へ、「行政改革の推進」に対して「満足」又は「大変満足」と答えた方の割合は、8.3%から9.6%へ、「公共施設の効率的な管理運営」に対して「満足」又は「大変満足」と答えた方の割合は、10.8%から14.9%へと、それぞれ向上しています。

また、「住み良さ」が実感できるまちづくりを進めている本市のまちづくりの方向性を測る指標として、東洋経済出版の「都市データパック」による住み良さランキングがあります。これによる本市の住み良さランキングを見てみますと、平成19年の251位から平成25年には99位（全国790都市中）と大きく順位を上げることができました。総合計画の策定及び見直しに伴い実施した市民アンケート調査での住み良さについての設問でも、本市について「住み良い」又は「だいたい住み良い」と答えた方の割合は、平成18年の72.2%から平成24年の78.9%と上昇しています。

なお、行政改革大綱及びアクションプランに沿って行政改革に取り組んできた個別的な結果は次ページの一覧表に示すとおりとなり、平成19年から平成24年までに52億4千万円の費用効果をあげることができました。

施策体系分類			項目	実施状況	費用効果 (百万円)	今後の 取組方針	
大	中	小					
1	(1) 協働と参画による行財政運営	①市民参画の推進とその方法	A 自治基本条例の制定	○	見直し		
			B 市民意見公募(パブリックコメント)の実施	○			
			C 提案型公共サービス民営化の実施	×			
			D 住民投票条例の制定、活用	○			
			E まちづくり市民会議の開催、充実	○			
			F 提言箱、メール等による意見聴取	○			
		②NPO等市民団体との協働	A 活動拠点としての市民活動支援センターの設置	×		再検討	
			B ボランティア等自主的な市民活動の育成と活動支援	○		継続	
		③審議会等の見直し	A 既存審議会の条例、規則等の見直し	○		継続	
			④市民、職員の意識醸成促進	A シンポジウム、パネルディスカッション等の開催		○	継続
		(2) 説明責任の遂行と透明性の向上	①市民との情報共有化の推進	A 広報紙、ホームページの充実		○	推進
				B 情報公開、個人情報保護制度の充実及び適正な取扱い		○	検討
	C 公共施設における市議会の完全中継			○		完了	
	D 自宅等における市議会視聴の実現			○		完了	
	E 審議会等会議の公開			○		検討	
	F 対話の日、市政説明会の開催			○		継続	
	G 出前講座の開催及び講座内容の充実			○		継続	
	②さまざまな行財政情報の公開			A 財政計画・バランスシート・行政コスト計算書の作成公表		○	継続
			B 予算・決算状況等のわかりやすい公表	○		継続	
			C 予算編成過程・事業進捗過程等の公表	△		検討	
			D 総合的な定員管理計画の作成公表及び適正な定員管理の実施	○		見直し	
			E 職員給与状況等人事運営についての公表	○		継続	
			F 行政評価システムによる施策・事業評価の公表	○		推進	
			G 外部監査システムの導入	×		終了	
			H 公債費、債務負担行為等適正化計画の作成公表	○		完了	
	2		(1) 総合計画と連動した行政評価システムの活用による新たな行財政運営の構築	①行政評価システムの構築		A 施策評価システム及び事務事業の優先度評価制度の導入	○
		B 事務事業評価システムの導入及び事業評価制度に基づく実施事業の厳選				○	
		C 新規事業に係る事業評価制度の検討				○	
D 既存事業に係る再評価制度の導入及び事業再評価制度に基づく継続事業の見直し		○					
②施策別枠配分予算への移行		A 減価償却、維持管理費等を含めた施策・事業コストの明確化		○	継続		
		B 枠配分型予算編成方式の導入		○	継続		
		C 次年度行財政運営方針の策定及びこれに基づく予算編成方針の策定		○	継続		
		(2) 財政健全化の推進		①内部事務経費の削減	A 出資法人等について脱会を含めた見直し	△	検討
B 公共施設の統廃合・民営化を含めた再編と施設整備(改修)計画の作成			△		推進		
C 公共施設における指定管理者制度の導入促進			○		検討		
D アウトソーシング計画の作成			×		推進		
E 事務コスト削減指針の作成			△	継続			
F 補助金支出基準の作成			○	継続			
G 電子決裁システムの導入			×	終了			
H 縁故債、一時借入金の借入利率に係る入札実施			△	見直し			
②事務事業の見直し		A 職員提案制度の充実	○	検討			
	B 窓口サービスの向上	△	推進				
	C 公用車の一元管理による経費節減	○	継続				
	D 事務用品等に係る単価契約の実施	○	継続				
E 下水道事業の見直し	○	継続					
F 扶助費の見直し	○	継続					
③歳入の確保	A 公金収納対策の強化債権特別対策室の設置	○	継続				
	B 費用対効果に基づく使用料・手数料の見直し(減免基準の見直しを含む)	△	推進				
	C ごみ処理手数料の見直し	○	完了				
	D 有帆緑地処分場(産業廃棄物処理施設)の見直し	○	継続				
	E 受益者負担適正化の徹底	△	継続				
	F 広告収入についての統一的な基準作成及び実施	○	推進				
	G 売却処分も含めた財産管理運用指針の作成	○	継続				
	H 課税の見直しについて	△	検討				
(3) 人事制度の改革	①公営企業も含めた適正な定員管理	A 【再掲】総合的な定員管理計画の作成公表及び適正な定員管理の実施	○	3,257			
		B 勸奨退職制度の適正化	△		見直し		
		C 任用替えについての基準作成	△		継続		
	②国の制度を基本とした勤務体系、職員給与体系の見直し	A フレックスタイム・時差出勤制度の導入	△		継続		
		B 退職手当支払日の見直し及び分割支給制度の導入	×		削除		
	③人事育成体制の整備	A 人材育成方針(職員研修を含む)の作成	△		継続		
		B 職員派遣等についての基準作成	△		継続		
		C 新たな人事評価制度の導入	△		推進		
(4) 組織体制の改革	①施策・事業の見直しと連動した柔軟な機構改革	A 【再掲】公金収納対策の強化債権特別対策室の設置	○		継続		
		B 入札・契約を一元的に所掌する部署の設置	△			検討	
		C 水道局・下水道部門の統合(上下水道の一元管理)	△			検討	
	②横軸連携型組織体制の構築	A 部門横断的な問題解決に対する体制づくり	△			推進	
		B 災害等緊急時の防災体制の充実	○			継続	

(5) 本市を取り巻く状況と今後の方向性

このように、平成19年以降、行政改革大綱及びアクションプランに基づき行政改革に取り組んできた結果、行政改革については大きな成果を上げることができました。

しかしながら、本市を取り巻く状況は、人口減少及び少子高齢化の進行や今後一斉に迎える公共施設の老朽化、財政面では、長引く景気の低迷による自主財源^{*}の減少や高齢化等に伴う扶助費^{*}の増加、合併後10年の経過に伴う普通交付税^{*}の逡減、人口減少による地方交付税^{*}の減少など、今後更に厳しさを増すことが予想されます。

その一方で、地方分権の更なる進展や高度情報化社会の進展などを背景とした市民ニーズの一層の多様化も予想され、行政はこれまで以上に質の高い市民サービスを、より少ない経費で提供することが求められます。

このような状況の中で、将来にわたり持続可能で、市民が望む行政サービスを適切かつ迅速に提供することができるよう、スリムで効率的な行政運営を推進していくため、行政改革はここまでやれば終わりというものではなく、日々変わる状況の中で不断の課題として取り組むべきものであるという認識のもと、今後とも必要な行政改革に積極的に取り組んでまいります。

2 基本的な考え方

(1) 行政改革大綱の構成

行政改革大綱には、本市が取り組む行政改革の基本理念を掲げ、施策体系ごとの考え方を定めています。

また、大綱に掲げる基本理念の実現を図るため、施策体系の個別項目ごとに、取組の目的や取組内容等について詳細に示したアクションプランを策定しています。

(2) 計画期間

行政改革大綱の計画期間は10年間（平成19年度～平成28年度）ですが、国・県の施策の動向や社会経済情勢の変化及び本市の財政状況を勘案の上、平成25年度に見直しを行い、行政改革大綱改訂版を策定しました。

アクションプランについては、平成26年度～平成28年度の3年間としました。

3 策定時の取組

(1) 組織体制

市長を本部長とし、副市長、公営企業管理者、教育長及び部長級職員の総勢14名で構成する「山陽小野田市行政改革大綱策定本部」（以下「本部」と言う。）を平成18年8月に立ち上げました。

併せて、本部に、課長、課長補佐、係長級職員で組織する4つの専門部会を設置しました。それぞれ「人事・機構改革部会」（15名）、「財政健全化部会」（15名）、「計画・評価作成部会」（12名）及び「市民参画・情報提供部会」（12名）です。

各専門部会の構成としては、客観的かつ前向きに各改革項目を検討できるよう、部会長に改革内容と直接関係のない課長を充て、部会員は、専門的視点から検討でき、かつ、積極的で大胆な発想ができるよう、関係課の職員とそうでない職員の混在としました。

また、行政の外からの目線に立って、行政改革について市長の提案に応じ意見を述べていただく機関として、民間有識見者6名と一般公募市民3名で構成する「山陽小野田市行政改革推進審議会」を設置しました。

(2) 策定までの流れ

各専門部会において、改革項目ごとに「あるべき姿」（目標）の設定、それに対する現状把握、差異が生じている理由（課題）の認識、具体的方策（改革内容）及び取組年度を取りまとめ、本部に報告しました。

これを受け、本部において報告内容を協議し、妥当なものについては改革案を承認するとともに、再検討を要するものは専門部会に差し戻して再び内容を練り直す作業を行いました。

本部において承認された各改革案については、市長から行政改革推進審議会に提案され、発展的かつ有意義な意見を多数いただきました。行政職員とは全く違った視点及び発想から積極的に意見交換していただき、その内容は改革内容及び取組年度に反映していきました。

こうして出来上がったアクションプランは、本部において実際に取り組む各課長が内容を確認し、微調整するとともに、取組に対する意思統一を行いました。

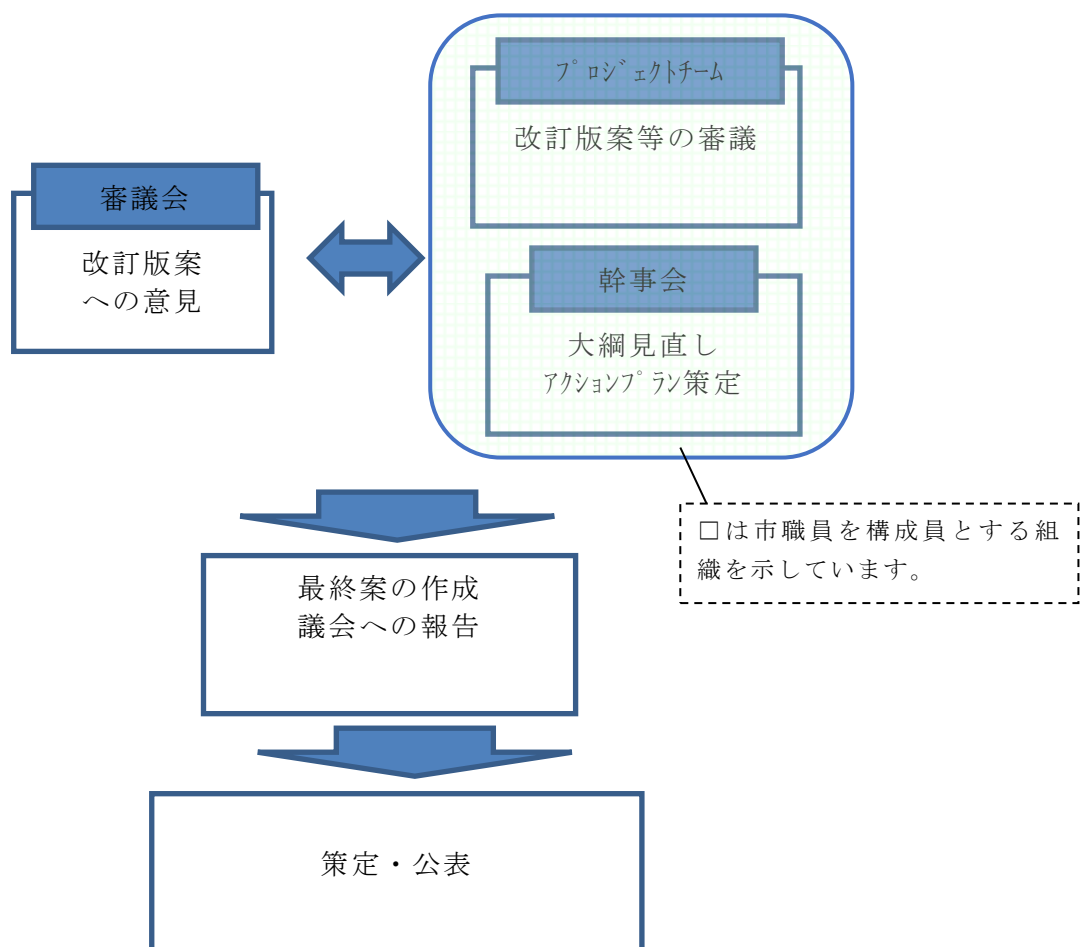
行政改革大綱及びアクションプランの策定までに、専門部会は7回、本部会議は23回、行政改革推進審議会は13回の会議を重ねました。

4 見直し時の取組

(1) 組織体制及び策定までの流れ

平成25年度に新たに設置した、課長級を主なメンバーとする行政改革推進プロジェクト幹事会（以下「幹事会」と言う。）において、行政改革大綱の見直し案と新しいアクションプラン案を検討しました。幹事会において素案をまとめた後、行政改革推進プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」と言う。）に報告し、修正すべき点を修正したうえで、外部委員からなる行政改革推進審議会（以下「審議会」と言う。）で審議していただくことにより、行政の外からの目線に立った意見も取り入れました。

このように、幹事会、プロジェクトチーム及び審議会での協議を繰り返し、最終的な行政改革大綱改訂版案及び新しいアクションプラン案を策定しました。



5 施策体系分類

行政改革全般の主な内訳について、以下体系ごとに大項目（二重アンダーラインで表示）、中項目（アンダーラインで表示）、小項目（丸囲み文字で表示）に分類しています。

小項目以下の具体的な項目については、20ページ以降のアクションプランを参照してください。

1 分権型社会に対応した自治体のあり方

平成12年の地方分権一括法の施行以来、各自治体の自主性や自立性を高めるための様々な取組が行われ、団体自治の拡充が図られてきました。

しかし、もう一つの地方自治の基本である住民自治の拡充については、各自治体の取組に委ねられており、住民自治の再認識やそれを支える行政の透明性^{*}確保及び説明責任^{*}能力の向上を図ることが求められています。

本市では、平成24年1月1日に自治基本条例を施行し、これを市政運営の最も尊重すべき規範と位置付けて、「市民が主役のまちづくり」を推進しています。

また、あらゆる面からの行政情報公開に努め、開かれた市政運営を行っています。

(1) 協働と参画による行財政運営

分権型社会において、大変厳しい財政状況のもとで自主的かつ主体的な地域経営を実践していくためには、従来からの行政主体の運営では自ずから限界があり、市民や地域活動団体、NPO 団体^{*}、事業者など様々な地域主体と行政が適切な役割分担に基づき、地域課題等に積極的かつ適切に対応していかなければなりません。そのため、多種多様な地域主体と協働し、密接なコミュニケーションを図ることができる「協働と参画のための仕組み」の構築が必要です。

本市では、パブリックコメント^{*}、まちづくり市民会議の開

催、審議会委員の公募及び提言箱等による意見聴取等により、広く市民の声を聞き、市民の市政参画を促進する取組を行っています。

- ①市民参画の推進とその方法
- ②NPO等市民団体との協働
- ③審議会等の見直し
- ④市民、職員の意識醸成促進

(2) 説明責任の遂行と透明性の向上

分権型社会に対応する地域経営を推進し、協働と参画の仕組みを構築していくためには、行政活動の様々な情報について、市民に迅速に伝える必要があります。これには、市民の市政への参画が必要不可欠であり、行政は市民に対して開かれた行政運営を行うだけでなく、行政が実施する事業についても、その状況を具体的かつ的確に市民に伝え、説明することが求められます。

本市では、情報公開条例に基づき、市民等の求めに対応して行政情報を公開していますが、さらに、行政活動情報を積極的に発信できる仕組みを充実させ、市としての説明責任遂行能力と透明性の向上を図ってきました。

具体的には、平成22年3月の広報紙のリニューアル*や平成23年4月のホームページのリニューアルにより、更なる分かりやすい情報発信の実現に努めてきました。

また、平成17年度以降開催を続けてきた、市長が各地区に出向いて直接地域住民と語り合う「対話の日」は、平成24年度までに市内全地区を巡回し、多くの方に参加していただきました。

- ①市民との情報共有化の推進
- ②さまざまな行財政情報の公開

2 社会経済情勢に対応した行財政運営システムの構築

地方公共団体の行政運営には、社会経済情勢が色濃く反映されます。景気の動向が自治体財政に直接影響するだけでなく、少子高齢化の急速な進展や地球規模で進行する環境問題、さらには、生活様式・環境の変化等により多様化・複雑化・高度化する住民ニーズに対し、的確かつ迅速な対応が求められます。

併せて、分権型社会に対応した自主的かつ主体的な地域経営を行うためには、市民の目線に立った行財政運営の仕組みづくりが必要であり、これに対応できる新しい行財政運営システムの構築が求められています。

そのためには、行政が行う事業の客観的な評価に基づく改善と、職員の適正な評価に基づく処遇・配置の実施、さらには、職員の意識・意欲を喚起する新たな人事制度の導入及び様々な地域課題に効率的かつ柔軟に対応できる組織体制の構築が必要です。

本市では、平成22年度に本格的に事務事業評価を開始し、これまで計画と実施を繰り返し行っていた行政の仕事の流れにPDCAサイクルを取り入れ、事業の目的と対象や手段を明確にするとともに、目標と取組結果を検証することで、事業や業務の課題や問題点を見出し、その改善策を次年度の事業の計画と実施に役立てる取組を行っています。

また、定員適正化計画*に基づき、市の規模に適した人員配置を進めてきた結果、職員数の大幅な削減が実現できました。

(1) 総合計画と連動した行政評価システムの活用による新たな行財政運営の構築

分権型社会の進展の中では、社会経済情勢等に即応できる市政運営へと変革していく必要があり、従来の行財政運営の仕組みを改革して、簡素で効率的な新しい行財政運営システムの構築が求められています。

このシステムは、市民の目線に立った成果志向の行財政運営を推進し、限られた財源を効率的かつ適正に配分して、納税者であり行政サービスの受益者である住民の納得と安心を醸成

しようとするものです。

本市では、目的志向かつ成果志向の行財政運営を徹底し、市民への説明責任や職員の意識改革を進めながら、市民本位の市政を目指すために、平成20年3月に策定した第一次山陽小野田市総合計画の政策体系に基づく行政評価システム^{*}を導入しました。そして、その評価結果に基づき、次年度以降の事務事業の改善につなげる取組を行っています。

今後、次年度の行財政運営方針に基づき、予算編成や施策・事業執行に取り組むという行政経営を推進します。

その中で、市民と職員が財政状況の厳しさを共有するとともに、コスト意識を持ちながら事業を効率的に実施していくため、現在取り組んでいる行政評価システムに連動した予算編成の実現に向けて取り組んでいきます。

- ①行政評価システムの構築
- ②施策別枠配分予算への移行

(2) 財政健全化の推進

限られた財源で自主的、主体的かつ安定的な行財政運営を推進するためには、財政の健全化が必要不可欠です。行政事務全般について、広い視野から多角的に分析することにより、無駄を省いた効率的な事務遂行を実現することができます。

また、既存概念や慣習にとらわれることなく、適切な歳入確保とコスト意識の徹底によるスリム化により、国の制度改正や社会経済情勢の変化に柔軟に対応できる足腰の強い財政運営を進めていきます。

これまで、様々な媒体に広告を掲載することにより自主財源を確保し、また、事務用品の単価契約の導入による経費節減及び公金収納対策の取組体制の強化などに取り組み、財政健全化に効果を上げることができました。

しかしながら、今後も厳しい財政状況が続くことが予想される中、公共施設に対する維持管理費用の増大による財政圧迫が

懸念されているため、公共施設の設置意義を含めて必要性を再検討し、市が保有する施設を必要最小限にして、施設の維持管理費用の抑制に努め、財政運営の健全化に努めるという「ファシリティ・マネジメント※」に取り組んでいく必要があります。

- ①内部事務経費の削減
- ②事務事業の見直し
- ③歳入の確保

(3) 人事制度の改革

地方分権の進展とともに、住民に最も身近な行政主体として市町村の果たすべき役割は増大し、また、少子高齢化、情報通信技術の急速な発達、生活様式の変化等に伴い、住民ニーズも多様化かつ複雑・高度化しています。これら状況の変化に適切に対応していくためには、政策形成能力や問題解決能力などの職員個々の力量を高めることが求められています。

市では、分権型社会の担い手にふさわしい人材を育成するための「人財育成基本方針」を策定し、人材育成の観点に立った人事管理、職場環境や仕事の進め方の改善など、総合的な人材育成を推進しています。

また、事務事業の整理、組織の合理化、地域協働への取組などを通して、今後も職員の適正配置に取り組み、引き続き定員管理の適正化に努めます。また、能力・業績に基づく新たな人事評価制度により、組織の活性化に努めます。

- ①公営企業も含めた適正な定員管理
- ②国の制度を基本とした勤務体系、職員給与体系の見直し
- ③人事育成体制の整備

(4) 組織体制の改革

旧来から自治体の組織体制は、国の行政機関にならった縦割型になっています。しかし、近年は、市を取り巻く環境が急速かつ大幅に変化しており、この変化する社会情勢に対応する政

策を進めるため、政策目標に基づき、効果的かつ効率的な体制づくりを進めていきます。併せて、緊急かつ部門横断的な課題に迅速かつ適切に対応するため、横軸連携型の組織づくりも進めていきます。

- ①施策・事業の見直しと連動した柔軟な機構改革
- ②横軸連携型組織体制の構築

6 取組状況の検証及び公表

アクションプランに掲げた各改革項目の取組状況については、毎年度終了後、取組内容及び進捗状況等を検証して、行政改革推進審議会に報告し、意見を述べていただきます。その結果については、ホームページ等で公表します。

アクションプラン

1 分権型社会に対応した自治体のあり方

(1) 協働と参画による行財政運営

① 市民参画の推進とその方法

1-(1)-①-A

項目名	自治基本条例に基づいたまちづくり					
担当部署	企画課					
目的	市民一人ひとりがまちづくりに参加し、市、議会と協働してまちづくりを進めていくことにより、先人の築いてきたやすらぎと文化の香りに満ちた山陽小野田市を、「住んでいることを誇れるまち」、「未来へ責任を持ち、夢のあるまち」にしていく。					
平成24年度までの取組内容	自治基本条例をつくる会・・・平成19年4月から平成22年3月まで88回開催 自治基本条例フォーラム・・・平成20年7月開催 約200名の参加があった 市役所内プロジェクトチーム・・・平成22年4月から平成22年9月まで9回開催 パブリックコメント・・・平成22年12月に実施 11件の意見の提出があった 自治基本条例審査特別委員会・・・平成23年3月から平成23年12月まで16回開催 平成24年1月1日付で山陽小野田市自治基本条例を施行したことにより、所期の目的を達成した。 (議会でも平成21年12月から平成24年3月まで52回の委員会を経て、平成24年4月1日付で「山陽小野田市議会基本条例」を施行した。)					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	着手	検討	検討	検討	完了	継続
平成25年度以降の取組内容	平成24年1月1日付で施行した自治基本条例に基づいて、他の条例又は規則の制定又は改廃に当たってはこの条例の趣旨を生かして、「市民が主役のまちづくり」の実現を目指して、まちづくりに取り組む。社会経済状況の変化等に応じて、5年を超えない期間ごとに条例の見直しを行う。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	継続	継続	見直し	実施		

1-(1)-①-B

項目名	市民意見公募(パブリックコメント)の実施					
担当部署	企画課、関係各課					
目的	市民サービスに直接影響を及ぼす基本的な行政事項について、その決定過程で広く市民の意見を聴取し、行政運営に反映させる。					
平成24年度までの取組内容	要綱に従って広報紙やホームページでパブリックコメントを実施している。対象となる案件は、市の基本構想及び施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画等の策定・改定や、市民に義務を課し、若しくは権利を制限する内容を含む条例の制定・改廃等である。実施については、庁議に諮った後に決裁処理をしている。 パブリックコメントにかけた件数と提案のあった意見の件数は以下のとおり。 平成19年度:6件・257件、平成20年度:7件・37件、平成21年度:4件・12件 平成22年度:2件・22件、平成23年度:8件・5件、平成24年度:5件・36件 本制度は、要綱に従って、必要な案件について適切に運用されている。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	継続	継続	継続	継続	継続	継続
平成25年度以降の取組内容	現行の市民意見公募(パブリックコメント)制度を適正に実施することで、市民の市政への参加を促進する。また、市の政策形成過程における透明性、公正性の確保を図り、市民への説明責任を果たして、市民と行政との協働のまちづくりを推進していく。 当制度を適用する案件(自治基本条例、総合計画基本計画の見直し、地域防災計画ほか)については、市民への適正な情報提供を行い、情報を得る機会を確保するように努める。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	継続	継続	継続	継続		

1-(1)-①-C

項目名	提案型公共サービス民営化の実施					
担当部署	企画課					
目的	公共サービス改革法の主旨に基づき、これまで行政が担ってきた公共サービスを質・価格の両面で優れた民間事業者に任せることにより、行政のスリム化、効率化を実現し、公共における民間と行政の役割分担を根本的に見直し、民間の創意工夫を活かすことで、充実した質の高いサービスの展開を目指す。					
平成24年度までの取組内容	平成19年度に事務リスト作成のための資料とすべく、各課あてに制度移行に関する調査を実施した。また、平成21年3月には民間活用推進指針を策定し、この中で提案型公共サービス民営化を実施することとした。しかし、この後は提案型公共サービス民営化については具体的な取組を進めることができなかった。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	調査	指針策定	—	—	—	—
平成25年度以降の取組内容	提案型公共サービス民営化の趣旨や導入によるメリット及び他市の先進事例を整理して、関係各課に周知・情報提供する。また、あらためて実施についての意向調査を行い、本市が実施している事務、施策、事業について民営化が有益なものがあるかを検討し、本制度の導入を進めていく。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	準備	調査・検討	継続	継続		

1-(1)-①-D

項目名	まちづくり市民会議の開催、充実					
担当部署	生活安全課					
目的	まちづくりを進めるにあたっての課題について調査・検討を行い、市民の視点から意見を述べ提言を行う場として、まちづくり市民会議を開催する。					
平成24年度までの取組内容	平成24年度までに11の部会(市教育施設の使用料部会・市の名称部会・市民まつり部会・ごみ処理対策部会・総合計画部会・太平洋セメント住吉社宅検討部会・バイオマス推進部会・市民活動支援センター構想部会・合併特例債活用事業検討部会・基本計画見直し検討部会・デマンド交通検討部会)を設置した。のべ199名の委員が参加し、計61回の会議を開催した。いずれからも市の施策に対する貴重な提言を受けている。本制度は、まちづくり市民会議要綱に従って、必要な案件について適切に開催されており、所期の目的を達成している。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	実施	継続	継続	継続	継続	継続
平成25年度以降の取組内容	市政全般における各種課題について、必要に応じて「まちづくり市民会議」を開催することで、行政主導ではない市民の意思による市民主体のまちづくりを推進していく。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	継続	継続	継続	継続		

1-(1)-①-E

項目名	提言箱、メール等による意見聴取					
担当部署	生活安全課					
目的	不特定多数の市民の声に耳を傾け、その想いを行政に反映させるシステムとして、提言箱やメールを媒体にした意見聴取を行う。					
平成24年度までの取組内容	市内の公共施設24か所に提言箱を設置している。 提言箱およびメールによる提言、要望、苦情等は、直接来庁・電話ができない場合のツールとして貴重な役割を果たしており、広く市民の意見を聴取することができる環境を整備するという所期の目的を達成している。 実績件数は以下のとおり 平成19年度 298件、平成20年度 297件、平成21年度 306件 平成22年度 244件、平成23年度 192件 平成24年度 197件					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	実施	継続	継続	継続	継続	継続
平成25年度以降の取組内容	市内の公共施設に設置してある提言箱を利用して、行政について気づいたことや感じたことを気軽に提言できる環境づくりに努めていく。また、ホームページを利用してメールによる提言も常時受け付ける。これにより市民の声に耳を傾け、市民の想いを尊重する「行政の耳」ともいえる機能を充実し、有効な意見や提言については、積極的に行政運営に取り入れていく。 また、提言箱の趣旨や設置場所について、繰り返し周知していく。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	継続	継続	継続	継続		

② NPO等市民団体との協働

1-(1)-②-A

項目名	活動拠点としての市民活動支援センターの設置検討					
担当部署	協働推進課					
目的	市民の自主的な活動に対して一層の推進を図り、官民協働に基づく市政運営を進めることを目的に、様々な活動や情報交換の場となるような市民活動支援センターの設置を検討する。					
平成24年度までの取組内容	市内の市民活動団体に対してアンケート調査を行った。 また、まちづくり市民会議「市民活動支援センター構想部会」により検討を重ねた。 具体的な設置場所についても検討したが、決定に至っていない。 今後、他市の新設事例を参考に調査・研究を続ける。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	調査	市民会議	基本方針	検討	検討	検討
平成25年度以降の取組内容	市民の自主的な活動を促進し、行政依存型からの自立と団体育成を目的として、市民活動支援センターの設置について検討する。 具体的には、先進地の事例を検証して、管理運営体制や財政的支援等について検討を行う。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	検討	再検討	検討	検討		

1-(1)-②-B

項目名	ボランティアの活動支援と情報の蓄積・循環による協働のまちづくりの推進					
担当部署	協働推進課、関係各課					
目的	社会経済情勢の変化により、市民の価値観が多様化し、地域の課題が複雑化している中、ボランティアやNPOなどの市民活動のノウハウと活力を活用し、行政運営への市民参画を推進する。これにより、市民が主役のまちづくりを実現し、効率的な行政運営に努める。					
平成24年度までの取組内容	平成19年度 市民活動ガイドブックを作成 平成21年度 市民活動推進基本方針を作成					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	実施	検討	実施	継続	継続	継続
平成25年度以降の取組内容	市民が自らの価値観や信念等に基づき、コミュニティ※への貢献を目的に自発的に行う市民活動について、その活動支援を行う。 「市民活動推進基本方針」に基づき、ボランティアやNPOなどのサービス提供側と、行政や市民利用者などのサービス需要側の状況を把握して、両者を調整する。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	継続	継続	継続	継続		

③ 審議会等の見直し

1-(1)-③-A

項目名	既存審議会等の条例、規則等の見直し					
担当部署	関係各課					
目的	行政運営や政策決定に参画する審議会等の会議に、広く市民が参加できるようなシステムを構築することにより、市民と行政との協働のまちづくりを推進する。					
平成24年度までの取組内容	条例及び規則で規定する全43の審議会等のうち、10の審議会等で公募市民の枠を、6の審議会等で「市民」「住民」の枠を設けている。 その他、まちづくり市民会議設置要綱等でも公募市民の枠を設けて、政策の企画段階から市民が参加できる体制づくりに努めている。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	実施	継続	継続	継続	継続	継続
平成25年度以降の取組内容	審議会や各種の会議について、委員の一般公募枠を設け、政策決定過程に市民参画を促進していく。また、既存の審議会における市民公募枠の拡大も検討する。 さらに、要綱等により設置されている委員会等について見直しを行い、必要があれば条例・規則を整備するなど適正な事務処理をしていく。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	継続	継続	継続	継続		

④ 市民、職員の意識醸成促進

1-(1)-④-A

項目名	シンポジウム・パネルディスカッション等の開催					
担当部署	関係各課					
目的	民間講師によるシンポジウムや市民パネリストによるパネルディスカッションを通じ、市民の行政への理解度と参加意欲を高める。					
平成24年度までの取組内容	平成20年7月 自治基本条例フォーラムを開催。約200名が参加。 平成22年10月 市民環境フォーラムを開催。約200名が参加。 (環境フォーラムは平成23年度以降も継続して実施。) 平成24年5月 未来フォーラムを開催。約150名が参加。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	検討	継続	継続	継続	継続	継続
平成25年度以降の取組内容	行政運営について市民と行政が共に学び共通理解を促進する場と、共に議論し方向性を見出せる場を、必要に応じて提供していく。 具体的には、市民の関心のある行政事項について、行政からの情報提供と併せて、民間講師によるシンポジウムや市民パネリストによるパネルディスカッション等を開催する。 平成25年度には、住み良いまちづくりシンポジウム、男女共同参画フォーラム、環境フォーラムを行った。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	継続	継続	継続	継続		

(2) 説明責任の遂行と透明性の向上

① 市民との情報共有化の推進

1-(2)-①-A

項目名	広報紙・ホームページ等の充実					
担当部署	総務課					
目的	広報紙とホームページを充実し、行政情報を共有化することにより、市民との協働のまちづくりのための基盤をつくる。利用者にとって利用しやすく、役に立つものとなるよう、その機能を最大限に活用し、発信情報の充実を図る。ホームページについては、紙媒体(広報紙)にはない速報性、双方向性を生かした情報発信に努める。					
平成24年度までの取組内容	平成21年度に広報紙及びホームページに関連する市民アンケートを実施。その結果を踏まえて平成22年3月1日号から広報紙を全面的にリニューアルし、レイアウトやデザインなどを工夫し多くの市民に読んでもらえる紙面づくりに取り組み、内容の充実に努めてきた。DTP※を導入し、作業工程を短縮するとともに印刷コストを削減することができた。一方、ホームページについては平成23年4月に全面的にリニューアルし、情報の分類の見直しと整理を図り、利用者にとって利用しやすく役に立つホームページとなるように改善に努めた。 広報紙、ホームページともリニューアルを行ったが、今後も利用者の立場に立って更なる改善に努める必要がある。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	実施	継続	実施(広報紙)	準備	実施(HP※)	継続
平成25年度以降の取組内容	広報紙を月2回発行し、広報掲載基準に基づき行政情報を適切かつ効率的に提供できるよう努める。掲載内容については、単なるお知らせに終始せず、問題提起や市政方針の解説を掲載するなど内容の充実に取り組む。掲載方法については、多くの市民に読んでもらえる紙面づくりに取り組む。 ホームページについては、適切なバージョンアップ等に対応し、利用者が知りたい情報、利用者の立場に立った分かりやすく見やすい情報、常に新しい情報を掲載することにより、情報発信の充実を図る。 また、FMサンサンきららを有効に活用した情報発信を行うほか、近年急速に普及しているソーシャルメディアなど新たな情報発信手段の活用も検討する。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	継続	見直し	見直し	充実		

1-(2)-①-B

項目名	情報公開・個人情報保護制度の充実及び適正な取扱い					
担当部署	総務課、関係各課					
目的	情報公開、個人情報保護制度を充実させるとともに、適正な取扱いをすることで、市政に対する市民の信頼と理解を深め、市民の市政への参加を促進する。					
平成24年度までの取組内容	情報公開については、工事に関する設計書の公開請求が増加する中で、担当課に対し適正な対応を求めた。 個人情報保護制度については、特に病院局において自動車保険の保険金請求手続に係る診療録の開示手続について適正な対応を求めた。 情報公開・個人情報保護制度とも条例に従って適切に運用されているが、さらなる開かれた市政の実現のため、より分かりやすい情報公開に努める必要がある。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	実施	継続	継続	継続	継続	継続
平成25年度以降の取組内容	市民の情報公開請求に対する迅速かつ適切な対応が、市政への関心を高めることに寄与することから、開示適否の決定を迅速に行う。 また、個人情報保護に対する職員の意識をより一層向上させ、研修の実施やマニュアルの作成により適正な事務処理を徹底していく。 さらに、市にどのような公文書があるのか市民に分かりやすく示すため、公文書一覧の整理・公表について検討する。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	継続	検討	検討	検討		

1-(2)-①-C

項目名	審議会等会議の公開					
担当部署	関係各課					
目的	行政運営や政策内容を協議する各種審議会や委員会等について、市民の傍聴を可能とし、会議録も公開することにより、市民の市政への関心を高め、行政の透明性を確保する。					
平成24年度までの取組内容	平成21年11月6日に「山陽小野田市執行機関の附属機関における審議会等の会議の公開に関する要綱」を制定した。 この中で会議を公開すること及び議事録を公表することを定め、政策形成過程からの市民の市政への参画を促進するとともに、市政の公正の確保と透明性の一層の向上に努めている。 審議会の会議録については、ホームページから一覧で閲覧することができるが、会議開催予定の情報について事前に公開するまでには至っていない。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	検討	検討	実施	継続	継続	継続
平成25年度以降の取組内容	行政の方向性や政策を決定する各種審議会等の会議について、市民の傍聴を可能とし、また会議録を公開することで、行政の透明性を高め、市民の市政への関心を高めていく。 また、会議録の公開(事後の公開)に加えて、会議開催予定の情報も整理して公表するなどして、市民の傍聴の機会の拡大に努める。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	継続	検討	検討	検討		

1-(2)-①-D

項目名	対話の日・市政説明会の開催					
担当部署	生活安全課					
目的	市民に対し、新鮮でありのままの行政情報を分かりやすく提供する。併せて、直接対話により具体的な市民の想いを把握し、行政運営に反映させる。					
平成24年度までの取組内容	対話の日は、平成24年度までに115回開催し3,246人が参加。市町合併以降、この年までに市内の全自治会を一巡した。 市政説明会は、平成24年度までに4つの重要な案件において、計33回開催し、1,221人の参加があった。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	実施	継続	継続	継続	継続	継続
平成25年度以降の取組内容	平成25年度は、火葬場建設、学校給食施設、厚狭地区公共施設、埴生地区公共施設をテーマとして12校区で市政説明会を開催した。 市民が行政に関心を持ち、行政を身近なものと感じて、自分も何らかのかたちで参加してみようという気持ちになれるよう、対話の日や市政説明会を開催する。 特に、市政説明会については説明事項を拡大して、単に結果報告ではなく、行政の意思決定過程における市民への情報提供と意見聴取の場としての機能も付与していく。 いずれも、開催方法については随時検討が必要である。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	継続	継続	継続	継続		

1-(2)-①-E

項目名	出前講座の開催及び講座内容の充実					
担当部署	生活安全課					
目的	様々な団体が情報を受ける場の提供として、職員が積極的に向いて行政について説明する出前講座を実施する。					
平成24年度までの取組内容	平成24年度までに369回の出前講座を実施し、のべ12,603人の受講があった。市政の内容を直接市民に伝える場として成果を上げている。 8分野48講座をメニュー設定している。 本制度は、実施要領に基づいて適切に運用されており、所期の目的を達成している。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	実施	継続	継続	継続	継続	継続
平成25年度以降の取組内容	出前講座のメニューの見直し・充実を図り、細部にわたる行政情報の提供に努める。さらに対象団体に合った分かりやすい説明ができるよう職員研修を充実していく。 また、講座メニューによっては公共として積極的に啓発すべき内容のものも多々あるので、呼ばれたら行くという「待ち」の姿勢だけではなく、積極的な情報提供に努め、行政と市民との距離感を縮めていく。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	継続	継続	継続	継続		

② 様々な行財政情報の公開

1-(2)-②-A

項目名	財政計画・バランスシート※・行政コスト計算書等の作成公表					
担当部署	財政課					
目的	本市の実情に即した中長期的な財政計画を作成して公表する。さらには、企業会計手法による財務分析結果を公表することで、行政と市民が財政実情に対する認識を共有する。					
平成24年度までの取組内容	財政計画については、平成19年度に当初計画(平成20年～平成29年)を策定したが、その後の景気動向や国の制度変更等を勘案し、平成22年度に改定を行った。 また、バランスシートや行政コスト計算書は、総務省の示す総務省方式改訂モデルを採用し、平成19年度から財務諸表(貸借対照表、行政コスト計算表、純資産変動計算書、資金収支計算書(キャッシュフロー計算書))を作成している。 財政計画、財務諸表ともホームページ上で公表しており、所期の目的を達成している。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	実施	継続	継続	見直し	継続	継続
平成25年度以降の取組内容	本市の実情に即して中長期的な収支見通しを示した財政計画の見直しを行い、その内容をわかりやすく公表する。また、景気の動向、地方財政計画及び国・県の制度改正等に伴う定期的な見直しを行い、より身近で現実的な財政計画であるよう配慮する。 バランスシートや行政コスト計算書等の作成を今後も継続し、資産や負債といった自治体のストック情報と、性質別経費ごとのコスト情報を明らかにし、その内容を公表する。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	見直し	継続	継続	継続		

1-(2)-②-B

項目名	予算・決算状況のわかりやすい公表					
担当部署	財政課					
目的	予算・決算の状況及び財政運営の状況等をわかりやすく公表し、本市財政状況に対する市民の関心と理解の高揚を図る。					
平成24年度までの取組内容	毎年度、4月は「新年度予算の状況と財政運営方針」、7月は前年度10月から3月までの「下半期予算執行状況」、11月には当該年度4月から9月までの「上半期予算執行状況」と「前年度決算の状況」を公表しており、予算・決算状況について適切な公表を行っている。 文字と数字だけでなく、図やグラフの活用、また「一般的な世帯の家計簿」に例えて表現するなど、解りやすい工夫を凝らしている。 また、出納閉鎖期間(4月～5月)の考え方は、用語説明などを添えて説明している。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	実施	継続	継続	継続	継続	継続
平成25年度以降の取組内容	山陽小野田市財政状況の公表に関する条例(平成17年3月22日施行)に基づき、予算・決算状況を公表する。図や表を用いて、読みやすく理解しやすい内容になるよう努めていく。 また、公表時には前年度決算が確定しているにもかかわらず、出納閉鎖期間※の歳入歳出分が含まれておらず誤解を招きやすい7月の公表については、決算は確定しているが市議会による決算審議の前であるということに配慮しつつ、出納閉鎖期間の歳入歳出状況を市民が理解できるような内容で公表する。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	継続	継続	継続	継続		

1-(2)-②-C

項目名	予算編成状況・事業進捗状況等の公表					
担当部署	財政課					
目的	予算編成の状況や事業進捗の状況等を定期的に公表することで、開かれた行政を実現する。					
平成24年度までの取組内容	予算編成状況の公表については、編成方針や主要事業、歳入歳出の状況を記載した「予算概要」を作成し、予算査定終了後に公開している。 予算編成時の事業の査定状況等の公表については、その過程が内部の意思決定過程にあることから困難と考え、公表していない。 事業の進捗状況の公表については、地方自治法の規定による「上半期・下半期予算執行状況」による公表において、繰越事業も含めて公表している。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	一部実施	継続	継続	継続	継続	継続
平成25年度以降の取組内容	予算編成状況については、定期的かつ分かりやすい公表を行う。 個別事業の進捗状況については、随時整理して公表するなどして、事業の進行状況が市民に分かるような取組を検討する。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	検討	検討	検討	検討		

1-(2)-②-D

項目名	総合的な定員適正化計画の公表					
担当部署	人事課、病院局、水道局					
目的	本市の実情を様々な角度から検証し、スリムで効率的な行政運営を実現するために必要な職員数を実現するための定員管理計画を適宜見直し、公表を行う。					
平成24年度までの取組内容	定員適正化計画については、平成19年3月に当初計画を策定し、その後平成22年度に見直しを行い「第二次山陽小野田市定員適正化計画」を策定した。策定した定員適正化計画については、ホームページで公表を行っている。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	実施	継続	継続	見直し	実施	継続
平成25年度以降の取組内容	平成23年度に策定した「第二次山陽小野田市定員適正化計画」について、平成25年度以降見直しを行っている。 見直し完了後、公表を行う。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	見直し	見直し	実施	継続		

1-(2)-②-E

項目名	職員給与状況等人事運営についての公表					
担当部署	人事課、病院局、水道局					
目的	職員給与状況を含めた人事行政運営等の状況について、水道局及び病院局の状況も含め、毎年度市民に対し、迅速にわかりやすく公表する。					
平成24年度までの取組内容	ホームページ[市政情報→人事・採用→人事制度→人事公表資料(人事課)]及び広報さんようおのだ(毎年3月)において、人事行政の運営状況について適切な公表を行っている。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	実施	継続	継続	継続	継続	継続
平成25年度以降の取組内容	広報紙及びホームページで人事行政について公表する。可能な限り迅速で解りやすい公表に努める。 その内容は、病院局・水道局も含め本市全体の人事行政の運営状況を掲載することとし、国が示した様式を活用しつつ、グラフを多用するなど見やすい紙面づくりに心がける。併せて、専門用語の説明を加える等わかりやすい内容にしていく。					
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
平成25年度からの取組予定	継続	継続	継続	継続		

1-(2)-②-F

項目名	行政評価の公表					
担当部署	企画課					
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・事業・業務の改善(市民サービスの質の向上と効率化) ・市民へのアカウントビリティ※の確保 ・職員の意識改革、能力向上 ・厳しい財政状況の中で、真に必要な行政サービスを持続的に提供していき、「活力ある住み良さ創造都市」の実現に努める。 					
平成24年度までの取組内容	事務事業評価(ホームページ上で公表) 平成20年度実施事業 試行実施。平成22年度に公表。323事業。 平成21年度実施事業 継続。平成23年度に公表。533事業。 平成22年度実施事業 様式を改正して本格実施。平成24年度に公表。583事業。 平成23年度実施事業 二次評価も実施。平成24年度に公表。651事業。 全ての事業評価の公表を行っており、所期の目的は達成しているが、さらなる分かりやすい公表に努める必要がある。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	準備	試行実施	継続	継続	見直し	継続
平成25年度以降の取組内容	これまで計画と実施を繰り返し行っていた行政の仕事の流れにPDCAサイクルを取り入れ、事業の目的と対象や手段を明確にするとともに、目標を立て、その結果を把握するとともに、その成果を検証することで、事業や業務の課題や問題点を見出すことで、その改善策を次年度の事業の計画と実施に役立てる。評価結果については、ホームページ上で公表する。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	見直し	継続	継続	継続		

2 社会経済情勢に対応した行財政運営システムの構築

(1) 総合計画と連動した行政評価システムの活用による新たな行財政運営の構築

① 行政評価システムの構築

2-(1)-①-A

項目名	事務事業評価及び施策評価の実施による実施事業の厳選					
担当部署	企画課					
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・事業・業務の改善(市民サービスの質の向上と効率化) ・市民へのアカウンタビリティの確保 ・職員の意識改革、能力向上 ・限られた財源の中で、真に必要な行政サービスを持続的に提供するために、適切な事業評価を行い、「活力ある住み良さ創造都市」の実現に努める。 					
平成24年度までの取組内容	平成20年度実施事業から事務事業評価を試行実施、平成22年度実施事業からは様式を改正して本格実施。総合計画の体系に基づいて評価を行う仕組みや、活動指標や成果指標から事業の達成度を図る仕組みを取り入れた。評価の対象は経常的経費を伴う事業、臨時的経費を伴う事業の全事業とし、人件費も含めた事業費による評価を行っている。平成23年度実施事業からは、一次評価に加えて、部内の部長・課長級職員による二次評価も行っている。これらの事後評価に加えて、実施計画の作成による事前評価を行い、実施事業の厳選に努めている。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	準備	試行実施	継続	継続	見直し	継続
平成25年度以降の取組内容	これまで計画と実施を繰り返し行っていた行政の仕事の流れにPDCAサイクルを取り入れ、事業の目的と対象や手段を明確にするとともに、目標を立て、その結果を把握するとともに、その成果を検証することで、事業や業務の課題や問題点を見出すことで、その改善策を次年度の事業の計画と実施に役立てる。					
	まずは、現在取り組んでいる事務事業評価を充実させることにより、将来的な施策評価、政策評価への取組につなげていく。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	見直し	継続	継続	継続		

② 施策別枠配分予算への移行

2-(1)-②-A

項目名	減価償却・維持管理費等を含めた施策・事業コストの明確化					
担当部署	財政課					
目的	現金主義の単年度予算・決算には概念のない減価償却費等を考慮して算出した施策・事業コストと、その財源構成を明らかにすることで、各施策・各事業の効率化を図る。					
平成24年度までの取組内容	平成19年度決算以降財務諸表を作成している。この中で行政コスト計算書も作成しており、所期の目的を達成している。行政コスト計算書は、資産形成に結びつかない行政サービスにかかる経費と、対価としての財源を対比させ、目的別行政コスト・性質別行政コストを示している。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	実施	継続	継続	継続	継続	継続
平成25年度以降の取組内容	減価償却費、人件費、維持管理費等を含めた施策別・事業別のコスト計算書を作成することで、各施策、各事業に要するコストを明確にする。また、受益者一人当たりの単位コストについて明らかにする。					
	これにより費用対効果、受益者負担の観点から、事務コストを再考することができ、施策・事業の取捨選択に役立てることができる。また、特定の施策や事業によっては、そのコスト内容を公表することで、市税など市民の一般財源負担に基づく対価(市民サービス)に係る理解度を深めていく。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	継続	継続	継続	継続		

2-(1)-②-B

項目名	枠配分型予算編成方式の導入					
担当部署	財政課					
目的	予算編成を歳出主導から歳入主導に転換し、確保できる歳入の範囲内で歳出予算を調整していく。これにより、直面する大変厳しい財政状況に対応するとともに、市民の理解と協働に基づいた予算編成を実施する。					
平成24年度までの取組内容	枠配分型予算編成方式については、経常的経費について平成20年度予算編成から導入し、各担当課の主体性を生かした予算編成と、編成作業の効率化を図ってきたことで、一定の範囲内で所期の目的を達成している。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	準備	実施	継続	継続	継続	継続
平成25年度以降の取組内容	予め見込める一般財源歳入額を算出し、その金額を歳出目的別に枠配分する。配分された各部署は、市長の行財政運営方針を尊重し、特定財源を模索しながら、配分された一般財源の範囲内で施策・事業の見直しを行って歳出を調整する。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	継続	継続	継続	継続		

2-(1)-②-C

項目名	次年度行財政運営方針及び予算編成方針に基づく予算編成					
担当部署	企画課、財政課					
目的	次年度行財政運営方針及び予算編成方針に基づいて予算編成作業を行い、「最小の経費で最大の効果を挙げる」効率的な予算編成を実現する。					
平成24年度までの取組内容	予算編成については、9月中旬頃から11月にかけて、自主財源の状況を把握しつつ、枠配分型予算編成により経常的経費を精査している。 更に、11月中旬に予算の調製方針を決定し、臨時・投資的経費について、実施計画の評価に基づく要求のヒアリングを行い、その後、調整・査定を行っている。 予算編成方針等については、予算査定終了後にホームページ等に掲載し、可能な限り周知に努めている。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	実施	継続	継続	継続	継続	継続
平成25年度以降の取組内容	限られた財源を有効に活用し、必要なところに必要な予算を配分するため、行財政運営方針及び予算編成方針に基づいて予算編成を行う。 また、行財政運営方針及び予算編成方針については広報紙やホームページ等で公表し、行政運営に対する市民の関心と理解を深める。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	継続	継続	継続	継続		

(2) 財政健全化の推進

① 内部事務経費の削減

2-(2)-①-A

項目名	出資法人等について脱会を含めた見直し					
担当部署	財政課、関係各課					
目的	各種団体への出資金・出捐金や、本市が構成員となっている団体への応分負担的な出資金について、地方公共団体としての適正な出資であるかを検証して見直しを行う。					
平成24年度までの取組内容	各担当課においては、他の出資団体と協議の上、出資の目的・必要性に応じて、費用対効果の検討がなされている。 全庁的には、平成19年12月と平成23年12月26日の地方自治法施行令改正時に、市が出資している法人等の出資の状況について調査を行い、出資の必要性について調査・見直しを行った。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	調査	継続	継続	継続	調査	継続
平成25年度以降の取組内容	出資による権利について、地方公共団体としての出資目的、必要性、出資金額に係る費用対効果等を勘案の上、必要最低限の出資に絞り込む。 再度出資金の状況や必要性について調査・検討を行い、社会経済情勢の変化等により、出資の目的・必要性が曖昧になったものや、目的を達成したものなどは、積極的に出資金の回収に努める。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	継続	調査・検討	調査・検討	調査・検討		

2-(2)-①-B

項目名	公共施設の統廃合・民営化を含めた再編と施設整備(改修)計画の作成					
担当部署	企画課					
目的	市にとって真に必要な公共施設のみを保有し、市民ニーズの変化により不要となる施設や稼働率の低い施設については、統廃合を含めて検討する。 そのうえで、現在の事後保全型の維持管理から予防保全型の維持管理に切り替え、施設の延命化に努め最適な維持管理を行うことにより、財政運営の健全化に努める。					
平成24年度までの取組内容	平成18年度 公共施設統廃合検討プロジェクトを設置し、すべての公共施設についてその必要性や効率的な管理運営手法等について検討した。これにより、指定管理者制度の導入や施設の民営化及び廃止が実現した。 平成20年度には、市内の公共施設について適切な維持管理方法及び効率的な予算執行を行うため、公共施設維持管理検討委員会を組織した。 本項目については、これまでの取組の結果一定の成果は見られるが、大胆な施設の統廃合・再編には至っておらず、今後さらなる取組が必要である。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	検討	委員会設置	継続	継続	継続	継続
平成25年度以降の取組内容	①各課が管理する施設台帳を取りまとめてデータの一元化を図る。 ②山陽小野田市が保有するに相応しい施設保有量を判断し、今後の施設経営の指針となるものを作成する。 ③施設の設置目的や稼働率等から個別の施設について必要性を検討する。場合によっては施設の統廃合、民営化及び売却も検討する。 ④全庁的に統一した施設管理を行うための施設情報のデータベース化に取り組む。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	現状把握	計画策定	推進	推進		

2-(2)-①-C

項目名	公共施設における指定管理者制度の適切な管理・運営					
担当部署	企画課					
目的	公共施設の管理運営について、民間の活力とノウハウを利活用することで市民サービスを向上させ、併せて管理運営経費の削減を図る。					
平成24年度までの取組内容	平成18年度に21施設、19年度に2施設、平成20年度に1施設、平成21年度に16施設、平成25年度に1施設において指定管理者制度を導入した。 平成25年4月1日時点で36施設に指定管理者制度を導入しており、所期の目的を達成している。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	実施	継続	継続	継続	継続	継続
平成25年度以降の取組内容	既に指定管理者制度を導入している施設については、適切なモニタリング※を実施することにより、指定管理者制度の継続が適切かどうかを判断し、適切な管理運営を行う。さらに精度の高いモニタリングを行うため、モニタリングに利用者の評価を取り入れるなど、その手法について改善策を検討する。 現時点で指定管理者制度を導入していない施設については、指定管理者制度の導入により、サービスの面や経費の面でメリットが生じるかどうかを判断し、適切な管理運営を行う。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	継続	検討	検討	検討		

2-(2)-①-D

項目名	アウトソーシング※計画の作成					
担当部署	企画課					
目的	公共サービス改革法の主旨に基づき、これまで行政が担ってきた公共サービスを質・価格の両面で優れた民間事業者任せにすることで、行政のスリム化、効率化を実現する。					
平成24年度までの取組内容	平成20年1月に「提案型公共サービス民営化制度への意向に関する調査」を実施した。 平成21年3月に「民間活用推進指針」を策定した。 その後、アウトソーシングについては進んでいない。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	調査	指針策定	—	—	—	—
平成25年度以降の取組内容	市が実施している事務、施策、事業のうち、法的に行政が直接実施しなければならないものや、個人情報保護の観点から外注が適当でないもの等を除いて、質・価格の両面で優れた民間業者に積極的にアウトソーシングしていく。 平成21年3月に策定した「民間活用推進指針」に基づき、市民サービスの維持向上と行政実務の効率化に寄与するものについてアウトソーシング計画を作成し、アウトソーシングを進めていく。まずは他市の先進事例を調査し関係各課に情報提供し、本市が実施している事務、施策、事業について民営化が有益なものがあるか等を検討する。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	準備	調査・検討	継続	継続		

2-(2)-①-E

項目名	事務コスト削減の徹底					
担当部署	企画課、財政課					
目的	事務事業を効率化するとともに、全庁的な連携と創意工夫によりコストを削減することで、歳出を抑制する。					
平成24年度までの取組内容	財政課においては、全庁的な自家用電気工作物設備保守や消防設備点検業務の一括契約、一括請求事務を行っている。また、燃料については、石油商業組合と一括的に単価契約を行い、市況価格の動向に併せてその都度変更契約を行っている。また燃料を大量に使用する施設については、見積合わせによる納入業者・納入単価の決定を行い、市況価格の動向に併せてその都度変更契約を行うことで、事務経費を削減してきた。 平成19年3月 歳出削減の徹底について各課に通知。電源OFF!!チェックリストを作成。平成19年度 コピー用紙の一括購入契約を実施。平成21年度 事務用品の単価契約購入を実施。平成23年度 複合機を導入。これまでの取組の結果、歳出の抑制について一定の成果を得ることができた。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	コピー用紙一括契約	見直し	事務用品単価契約	見直し	見直し	見直し
平成25年度以降の取組内容	コスト削減意識の高揚と全庁的な連携による歳出削減に取り組む。 具体的には、複数課にまたがる歳出経費（電気代、水道料、電話代、電気設備保守等）について、一括契約、一括請求による事務経費削減の検討を行う。 電気使用機器の使用や節電意識の啓発については、これまでの取組を継続するとともに、電気機器使用制限などにこれまで以上に積極的に取り組んでいく。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	継続	継続	継続	継続		

2-(2)-①-F

項目名	補助金支出基準に基づく補助金の適正な支出					
担当部署	財政課					
目的	各種団体等に対する運営補助金や各種事業に対する事業補助金について、統一的な基準に基づき適正な支出をしていく。					
平成24年度までの取組内容	平成20年1月に「山陽小野田市補助金等交付基準」を作成し、これに基づいて適正な補助金支出を行っている。 補助金支出のうち、とりわけ団体運営補助については、担当課と各団体の決算・予算、事業計画等に基づき、補助金支出の考え方等の確認を行っている（原則3年ごと）。 基準に基づく補助金額の見直しについては、随時実施している。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	実施	見直し	継続	継続	継続	継続
平成25年度以降の取組内容	平成20年1月に作成した「山陽小野田市補助金等交付基準」に基づき、補助金の必要性や適正な支出について判断していく。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	継続	継続	継続	継続		

2-(2)-①-G

項目名	縁故債、一時借入金の借入利率に係る入札実施					
担当部署	財政課					
目的	縁故債、一時借入金の借入利率を入札することにより、低利な借入れを可能にする。					
平成24年度までの取組内容	縁故債(銀行等引受資金)については、平成18年度に借入の一部を見積合わせによる借入実施をして以来、引き続き実施している。 なお、一時借入金については、見積合わせによる借入れの実績はないが、指定金融機関との当座借越契約により、短期プライムレート利率より有利な利率での借入れを行っている。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	一部実施	実施	継続	継続	継続	継続
平成25年度以降の取組内容	これまでどおり入札の体制が整うまでの間は、見積合わせによる利率の比較を行い低利な借入れを実施していく。借入利息の負担低減のためには、将来的に完全入札を実施することが望ましい旨の認識を持って、今後検討を続けていく。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	継続	見直し	見直し	見直し		

② 事務事業の見直し

2-(2)-②-A

項目名	職員提案制度の充実					
担当部署	企画課					
目的	職員の創造的思考と意識改革の高揚を図り、市民サービスの向上及び効率的な行財政運営に寄与するため、職員提案制度を充実する。					
平成24年度までの取組内容	提案件数 平成17年度 12件(うち2件採用) 平成18年度 6件(うち1件採用) 平成19年度 3件(うち2件採用) 平成21年度 1件 平成24年度 1件(うち1件採用) 制度開始からの経年により提案件数が少ない状況が続いており、制度推進のための手法を検討する必要がある。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	継続	継続	継続	継続	継続	継続
平成25年度以降の取組内容	職場環境の向上、住民サービスの向上、組織風土の改善につながるような職員提案を受ける。提案は行政改革推進プロジェクトで審査する。 提案件数が少ないため、職員に対する制度周知を行う。また、特定のテーマやジャンルを設定して意見を募集するなどして、意見を出しやすい環境づくりに努める。 提案者自らがその事業に携わりたい意向を持っている場合には、人事面での配慮も検討する。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	継続	検討	検討	検討		

2-(2)-②-B

項目名	窓口サービスの向上					
担当部署	人事課、関係各課					
目的	市民の利便性向上のため、行政サービス全般に係る窓口業務簡略化に努める。併せて、休日窓口の開庁や開庁時間の延長により、生活スタイルの多様化に伴う住民ニーズに対応する。					
平成24年度までの取組内容	市民課・税務課については、毎週水曜日に19時まで窓口業務を延長している。また、市税の収納強化月間などにおける夜間納付窓口の設置、住民異動の多い年度替わりの日曜日に窓口を開ける等、市民ニーズに応えるため関係各課それぞれで実施している。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	実施	見直し	継続	継続	継続	継続
平成25年度以降の取組内容	生活スタイルの多様化に対応するため、窓口業務の時間延長や年度替わりの休日窓口の開庁等について、市民ニーズを考慮しながら検討する。また、各種手続きの簡略化を実現するための施策について、ワンストップサービス※も含めて検討する。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	継続・検討	継続・検討	継続・検討	継続・検討		

2-(2)-②-C

項目名	公用車の一元管理による経費節減					
担当部署	管財課					
目的	公用車の一元管理により効率的な使用に努め、公用車の管理に係る経費を節減する。					
平成24年度までの取組内容	平成19年度に公用車の稼働率調査を実施した。 平成20年11月から公用車の一元管理を開始した。 平成24年度までに16台の公用車削減が実現した。 公用車の一元管理と台数削減により、所期の目的を達成している。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	調査	実施	継続	継続	継続	継続
平成25年度以降の取組内容	特定車及び特殊車輛を除き、公用車を一元管理することで、効率的な使用に基づく稼働率の上昇を図る。車輛台数の削減は限界に達しているとみられ、専用自動車と管理自動車の配車台数の見直しを行う。リースなども活用して、今後も公用車に係る経費の節減に努める。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	継続	継続	継続	継続		

2-(2)-②-D

項目名	事務用品等に係る単価契約の実施					
担当部署	企画課					
目的	全庁的に使用するスタンダードな事務用品等について単価契約を締結することで、事務用品等を最低価格で購入する。また、あらかじめ単価を定めておくことで、購入の際の見積書徴取を省略することができ、事務の簡略化につなげる。					
平成24年度までの取組内容	平成19年度にコピー用紙の一括購入契約を実施。 平成21年度から事務用品の単価契約購入を実施。 (事務用品:226品目、インクカートリッジ:51品目、トナーカートリッジ:66品目。取扱業者:7者。) 所期の目的を達成している。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	一部実施	継続	実施	継続	継続	継続
平成25年度以降の取組内容	コピー用紙については、入札により取扱業者を決定する。 事務用品については、購入の頻度が高いものについて業者からの最低見積価格を取扱価格として設定し、その価格で取り扱いが可能な業者と物品購入単価契約を結ぶ。毎年取り扱う事務用品についての見直しを行う。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	継続	継続	継続	継続		

2-(2)-②-E

項目名	下水道事業の見直し					
担当部署	下水道課					
目的	汚水雨水処理対策について、下水道事業の事業コスト等を勘案して根本から再考し、より効率的に事業を実施し、普及率の向上を図ることにより、下水道事業会計の健全運営と環境整備促進を図る。					
平成24年度までの取組内容	平成20年度に全体計画の見直しを実施し、それを、事業認可及び22年の山口県汚水処理整備構想に反映させた。 平成21年から平成24年度は雨天時の合流区域の処理水質を改善する合流改善対策(高速濾過)を行った。また、平成24年度から平成25年度にかけて、機器の老朽化が著しい小野田水処理センターの長寿命化計画の策定に取り組んでいる。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	調査研究	見直し	調査研究	見直し	調査研究	調査研究
平成25年度以降の取組内容	公共下水道、農業集落排水、浄化槽での整備の費用対効果を比較検討し、その地区の整備手法を決定する。それを基に、効率的な下水道整備計画を策定し、様々なコスト縮減施策を実施し、汚水雨水処理を推進する。 平成26年度以降、整備区域の見直しを実施する。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	浸水対策	認可見直し	調査研究	調査研究		

2-(2)-②-F

項目名	扶助費の見直し					
担当部署	高齢障害課、こども福祉課、社会福祉課、学校教育課					
目的	「扶助を必要とする社会的弱者を、社会全体で扶助していく」という相互扶助の原点に立ち返り、適切な扶助行政を実践する。					
平成24年度までの取組内容	要綱や業務マニュアル等に基づき、適正な扶助費の支給に努めている。生活保護基準の改正や消費税率の引き上げが行われれば扶助基準の見直しは必須となるため、今後も国の動向や他市の取り組み状況等を踏まえて、適切に対応していく。警察OBやハローワークOBの雇用により、援助困難ケースに対する指導援助体制の充実強化及び就労支援の強化を図っている(生活保護)。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	実施	継続	継続	継続	継続	継続
平成25年度以降の取組内容	自助と自立の原則に基づき、扶助費に係るすべての制度について、扶助の必要性及び扶助基準の見直しを行っていく。国県制度の補完的なもの、目的の達成されたもの、他の制度で補えるもの等については、廃止縮小の方向で検討していく。一方、真に扶助を必要としている対象者については、適切に行き届いたサービスを提供できるように制度を充実していく。扶助行政は、豊富な知識や経験を必要とするため、適材適所の職員配置と、積極的な研修による資質の向上に努める。生活保護の面では、面接専門員の雇用を検討し、必要な扶助行政の提供に努める。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	継続	継続	継続	継続		

③ 歳入の確保

2-(2)-③-A

項目名	公金収納対策の強化					
担当部署	債権特別対策室					
目的	公金の滞納者に対する厳格かつ適正な滞納処分を実施することで、収納率の向上と市民負担の公平化を実現する。					
平成24年度までの取組内容	税務課、国保年金課、こども福祉課、高齢障害課、下水道課から委譲を受けた案件を、催告→財産調査→差押又は分納誓約を実施している。平成19年度 引受584件、差押185件・1,204万円、平成20年度 引受204件、差押318件・2,820万円、平成21年度 引受226件、差押228件・2,504万円、平成22年度 引受153件、差押138件・931万円、平成23年度 引受45件、差押91件・1,268万円、平成24年度 引受214件、差押269件・1,817万円。平成22・23年度にかけて実績が減少傾向にあったが、平成24年度から増加に転じた。公金滞納者に対する厳格・適切な収納対策を行っており、特に税の収納率については向上が見られる。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	実施	継続	継続	継続	継続	継続
平成25年度以降の取組内容	債権対策部署で全ての公金の滞納状況を一元管理する。併せて、一定期間、一定金額以上の悪質滞納者に対し、財産調査と差押えを実施することで、公金収納率の向上と市民負担の公平化を図る。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	継続	継続	継続	継続		

2-(2)-③-B

項目名	費用対効果に基づく使用料・手数料の見直し(減免基準の見直しを含む)					
担当部署	財政課					
目的	公共施設使用の対価として使用者から徴収する使用料、及び、特定の者のために提供する公の役務に対しその費用を償うため徴収する手数料について、費用対効果に基づく適正な料金設定を行うことで、負担の公平性を図る。					
平成24年度までの取組内容	平成19年～平成21年にかけて、庁内のプロジェクト委員会による見直し協議を行い、コスト算定による使用料の見直し協議を行ってきたが、コスト計算が複雑になり、実用的な結果とならなかった。 所期の目的を達成するため、施設の管理形態(指定管理者制度や委託管理方式の導入)の変化も鑑みて、平成24年から実態に即したシンプルなコスト計算による見直しを行っている。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	検討	検討	検討	検討	見直し	実施
平成25年度以降の取組内容	すべての使用料・手数料について、受益者負担と費用対効果の観点からコスト把握を徹底する。そして、適正な価格設定に伴う料金改定を実施する。併せて、減免の取扱いについて統一的な基準を設け、適正な処理を行っていく。 市内で格差のあった施設使用料については、平成25年度に受益者負担の原則に基づいて見直しを行い、統一した。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	見直し	継続・検討	継続・検討	継続・検討		

2-(2)-③-C

項目名	有帆緑地処分場(産業廃棄物処理場)の適正な維持管理					
担当部署	土木課、都市計画課					
目的	建設残土を安定的に受け入れる。					
平成24年度までの取組内容	有帆緑地処分場の建設残土処理手数料収入を増収し、建設費の償還に係る経費負担を軽減するため、平成20年度に手数料の改定(償還金+管理運営費に相当する額)と搬入地域を宇部市域の公共工事に拡大した。また、平成23年度には、土堰堤等の維持工事を行った。さらに、焼却灰を埋め立てるのではなく、リサイクル(セメント原料化)する取組も行っている。 平成24年度末の埋立率は68.5%となっている。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	準備	見直し	継続	継続	実施	継続
平成25年度以降の取組内容	処分場の適切な整備を行い、建設残土の安定的な受け入れを図る。 手数料については、社会情勢の変化に応じて、必要な見直しを行っていく。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	継続	継続	継続	継続		

2-(2)-③-D

項目名	受益者負担適正化の徹底					
担当部署	関係各課					
目的	受益者負担の原則に基づき、特定のサービスを受ける利用者に応分の負担を求め、受益者負担の公平性を図る。					
平成24年度までの取組内容	平成20年度 下水道使用料金の改定を実施した。 平成21年度 小規模土木事業補助金交付要綱を施行した。市の受託事業から自治会への補助事業に変更した。 平成21年度 小規模土地改良事業の1件あたり事業上限額を引き下げ、発注形態を行政執行から申請者執行に変更した。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	準備	準備	実施	継続	継続	継続
平成25年度以降の取組内容	すべての受益者負担金等について、受益者負担と費用対効果の観点からコスト把握を徹底する。そして、適正な価格設定に伴う料金改定を実施する。一部負担金から補助事業へと切り替わったものを除き、受益者負担金の徴収を必要とするものについて、適正化を進めて行く。平成25年度には下水道使用料及び農業集落排水施設使用料の料金改定を行い、平成26年度から実施予定である。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	見直し	実施	継続	継続		

2-(2)-③-E

項目名	広告収入の推進					
担当部署	企画課					
目的	市が所有するあらゆる財産に有料広告を掲載し、財産の有効活用と歳入の確保に努める。					
平成24年度までの取組内容	広告掲載(平成19年度～平成24年度) 公用車 6件 531,600円 広報紙 46者 2,504,500円 モニター広告 162,000円(平成22年度以降) ホームページ 7者 695,000円 共通封筒 業者より無償提供を受けている あらゆる媒体に広告を掲載することで、歳入の確保と歳出の抑制に成果をあげているが、さらなる広告収入確保に努める必要がある。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	実施	継続	継続	継続	継続	継続
平成25年度以降の取組内容	現在、広報紙、ホームページ、市の刊行物、公用車及びテレビモニターに広告掲載を行っている。広告掲載事業については、平成25年11月より、広告付庁舎案内図の導入を実施するが、それに加えて、新たな広告媒体についても展開し、更なる収入確保に努める。また、来庁者用の窓口用封筒についても、広告掲載した封筒を無償で提供してもらうことで、印刷製本費に係る歳出削減に努めている。広告収入を安定的に得るために、広告主募集については民間委託も検討する。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	検討	検討	継続	継続		

2-(2)-③-F

項目名	売却処分も含めた市有財産の適切な運用					
担当部署	管財課					
目的	市及び土地開発公社が保有する財産(土地、建物、物品等)の適正な管理と効率的な運用に努める。					
平成24年度までの取組内容	平成20年3月に「山陽小野田市市有財産管理運用指針」を作成し、これに基づき市有財産の適切な運用を行ってきた。 公有地の売却 平成19年度 23件 346,491,182円、平成20年度 28件 69,422,809円 平成21年度 22件 44,751,095円、平成22年度 9件 15,557,386円 平成23年度 13件 72,276,142円、平成24年度 8件 4,224,498円					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	実施(指針策定)	継続	継続	継続	継続	継続
平成25年度以降の取組内容	市有財産管理運用指針に基づき、適正な運用を実施していく。 土地の新規取得(先行取得)に関しては、実施が確実である事業計画に基づく取得のみとする。また、事業の用に供する際には、全て一般会計が買い取るものとし残地を残さない。なお、購入価格の算出については、適正な価格設定に努める。次に、事業の廃止や公共施設の統廃合等により不必要になった行政財産については、速やかに普通財産へ所管替えを行い、早急に売却処分を検討・実施する。 また、現在保有している普通財産及び土地取得特別会計や土地開発公社保有財産のうち、将来行政目的の用に供される見込みのないものについては、定期的に保有状況(場所、面積、価格等)を細かく公開して、早急な売却処分を実施し、取得に要した財源回収に努める。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	継続	継続	継続	継続		

2-(2)-③-G

項目名	課税の見直し					
担当部署	税務課					
目的	合併前の評価方法の継続は、平成17年の市町合併による経過措置として決定採用された。そのため同一市内で実質的な課税方法や課税範囲が異なる状況が現在まで恒常的に発生しており、これを可能な限り早期に解消する。 併せて、大変厳しい財政状況に対応するための歳入確保の観点から、課税に係る全体的な見直しを行う。					
平成24年度までの取組内容	固定資産税(土地)の評価方法については、原則として路線価方式とするが、路線価方式へ移行することが経済的に非効率である地域については、その他方式(標準地比準方式)での評価とする。なお、両評価方式とも公平性を欠くものではない。 平成23年度、24年度の2ヶ年で、旧山陽地区の新規路線価付設について検討するため、県内他市の状況を調査するなど精査・研究を行ったが、実施には至らなかった。今後更なる研究を行う。 なお、都市計画用途地域については平成22年6月に見直しを行い、都市計画税は平成23年度から見直した。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	検討	検討	検討	検討	検討の結果串実施	検討の結果串実施
平成25年度以降の取組内容	新たな財源として法定外目的税の導入については、今一層の地方分権の進展に伴い、全国的な地域の実情に即した他市の課税状況を見守りつつ必要に応じ研究していく。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	検討	検討	検討	検討		

2-(2)-③-H

項目名	企業誘致の推進					
担当部署	企業立地推進室					
目的	地域経済の活性化、新たな雇用の場の創出、市税増収等自主財源の確保を目的として企業誘致に努める。特に小野田・楠企業団地へ積極的に企業誘致を推進することで、団地造成時の初期投資額を回収する。					
平成24年度までの取組内容	山口県企業立地推進室への職員派遣(平成19年度～)、山陽小野田市企業立地推進室の設置(平成24年度～)、工場設置奨励条例の用地取得奨励金の拡大による補助制度の充実(平成23年度～)、山口東京理科大学、商工会議所との産学公連携の推進。					
	企業誘致の実績 (1)工場設置奨励条例の指定工場数 平成19年度:増設2件、平成20年度:新規2件、増設2件、平成21年度:0件、平成22年度:増設2件、平成23年度新規1件、増設1件、平成24年度:増設1件 (2)市内工業団地分譲率 小野田・楠企業団地:36.3%、東沖ファクトリーパーク:100%、新山野井団地:100%					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	実施	継続	継続	継続	継続	継続
平成25年度以降の取組内容	さらなる企業誘致の推進に取り組む。企業の要望も踏まえた新たな補助制度の検討などもする。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	継続	継続	継続	継続		

(3) 人事制度改革

① 公営企業も含めた適正な定員管理

2-(3)-①-A

項目名	総合的な定員適正化計画の見直し及び適正な定員管理の実施					
担当部署	人事課、病院局、水道局					
目的	本市の実情を様々な角度から検証し、スリムで効率的な行政運営を実現するために必要な職員数を実現するための定員適正化計画を見直し、自治体規模に応じた適正な人事管理を行う。					
平成24年度までの取組内容	平成19年3月に策定した当初計画(平成22年度まで)の目標数値と実職員数に大幅な乖離があったため、「第二次山陽小野田市定員適正化計画」で平成23年度以降の数値目標を再検討した。また、宇部・山陽小野田市消防組合の設立に伴い、平成24年度以降は消防職員数を減じた。年度:数値目標(実際の職員数) H19:1,008人(1,005人)、H20:1,003人(926人)、H21:988人(885人)、H22:977人(849人)、H23:842人(835人)、H24:733人(733人) ※平成23年度→平成24年度は消防組合設立による消防職員の減があった。 策定・見直し後の定員適正化計画に基づいて、適正な定員管理を行っている。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	実施	継続	継続	見直し	実施	継続
平成25年度以降の取組内容	公共施設の統廃合や管理運営体制の見直しなどを行いながら、行政運営形態の変化に対応し、定員適正化計画に基づく適正な人事管理を行う。 社会経済情勢の変化に伴う行政需要や市民ニーズの複雑化、多様化に迅速に対応できる行政経営が実現できるよう、新たな新市建設計画に伴う財政計画に連動して、定員適正化計画の見直しを行う。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	見直し	見直し	実施	継続		

2-(3)-①-B

項目名	早期退職制度及び勸奨退職制度の適正な運用					
担当部署	人事課					
目的	早期退職制度及び勸奨退職制度をそれぞれ適正に運用することにより、職員の新陳代謝による組織の活性化、行政能率の維持・向上、人事管理の適正化・効率化等を実現する。					
平成24年度までの取組内容	「山陽小野田市職員退職勸奨実施要綱」の制定(平成17年9月1日、その後廃止) 「山陽小野田市早期退職制度実施要綱」の制定(平成21年10月27日) ◆退職者(年度:勸奨退職者数[退職者数計]) H19:35人[84人]、H20:9人[64人]、H21:12人[68人]、H22:3人[39人]、H23:5人[142人:内94人は宇部・山陽小野田消防組合の設立によるもの]					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	準備	準備	実施	継続	継続	継続
平成25年度以降の取組内容	職員の新陳代謝と組織の活性化、行政能率の維持・向上、人事管理の適正化・効率化及び退職手当支出の分散化を図るため、早期退職制度及び勸奨退職制度をそれぞれ適正に運用する。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	継続	見直し・実施	継続	継続		

2-(3)-①-C

項目名	任用替えの適正な運用					
担当部署	人事課					
目的	職員の任用替えについての規則を履行することにより適正な人員配置に努める。					
平成24年度までの取組内容	「山陽小野田市職員の任用に関する規則」の制定(平成19年9月) 慎重かつ厳格な運用が求められることから、現状の課題・問題点及び今後のアウトソーシングなどについて勘案しながら、規則に基づき適正な任用替えを実施している。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	実施	継続	継続	継続	継続	継続
平成25年度以降の取組内容	行政のスリム化・効率化により、公共施設の統廃合、管理運営体制の見直し、市場化テスト及びアウトソーシング等が推進されるに伴い、職員の任用替えについての必要性が増加する。そのため、職員の任用に関する規則を履行し、適正な職員配置を実施していく。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	継続	継続	継続	継続		

② 国の制度を基本とした勤務体系、職員給与体系の見直し

2-(3)-②-A

項目名	時差出勤制度の導入・変形労働時間制の検討					
担当部署	人事課					
目的	近年の社会情勢、生活スタイルの変化等に対応し、利用者側に立った配慮に基づく行政サービスとして、開庁時間の延長等がもとめられている。これをできるだけ経費をかけずに実施するため、人件費削減の手段として出勤体制の見直しを行い、できる限り住民ニーズに沿った行政サービス時間帯を実現していく。					
平成24年度までの取組内容	フレックスタイム※については、地方公務員法により適用できない(労働基準法の適用除外)。時差出勤については、「山陽小野田市職員の勤務時間等の特例に関する規則」に定めて、特定の部署で実施している。保育所においては勤務時間の割振りとして、実質的な時差出勤を、閉館日が平日である出先機関や24時間体制の職場については、週休日の割振りを行っている。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	検討	実施	継続	継続	継続	継続
平成25年度以降の取組内容	時差出勤については、規則に従って今後も継続する。変形労働時間制の導入については、市民サービスに影響を与えないこと及び財政的な負担をかけずに、生活スタイルの多様化に対応できる行政サービスの提供を行えるよう、検討していく。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	継続	継続	継続	継続		

③ 人事育成体制の整備

2-(3)-③-A

項目名	人材育成基本方針に基づく人材育成の推進					
担当部署	人事課					
目的	総合的な人材育成方針を作成し、時代や環境の変化等に的確に対応できる人材の育成を計画的に実施する。					
平成24年度までの取組内容	「山陽小野田市人材育成基本方針」の作成(平成21年3月) 人材育成に係る職員研修 H22年度 H22.7.28実施[課長級以上] H24年度 H24.10.5実施[課長補佐級及び係長級] 策定した人材育成基本方針に基づき人材育成に努めている。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	実施	実施	継続	継続	継続	継続
平成25年度以降の取組内容	国の指針を基本として本市独自の計画も盛り込んだ人材育成全般に係る基本方針である「山陽小野田市人材育成基本方針」に基づき、職員の資質と人材育成能力の向上を図る。そのために、必要な研修費の確保と長期的計画に基づく研修を実施していく。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	継続	継続	継続	継続		

2-(3)-③-B

項目名	効果的な職員派遣の実施					
担当部署	人事課					
目的	効果的な職員派遣を実施し、適正な人事配置を行う。					
平成24年度までの取組内容	社会福祉事業団〔H19～H22〕、社会福祉協議会〔H19～H20〕、シルバー人材センター〔H19～H21〕、施設管理公社〔H19～H20〕、山口県〔市町課、企業立地推進室：H19～〕、山口県後期高齢者医療広域連合〔H19～〕、山口県ひとづくり財団〔H21、H25〕、自治労県本部〔H23～〕へ派遣している。法律及び規則に従って適切な職員派遣を実施している。 県等への派遣は、現行どおり継続していきたいと考えるが、民間への派遣は現状の職員数では困難と考えられる。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	検討	実施〔規則改正〕	継続	継続	継続	継続
平成25年度以降の取組内容	職員の派遣については、法律及び規則に基づき適正な処理を行う。 また、職員のスキルアップ※を目的とした県等への派遣については、現行どおり実務研修というかたちで継続する。併せて、民間活力を肌で感じ、そのノウハウを職員が身につけて行政実務に活かすべく、民間団体との人事交流についても定員適正化への対応と併せて検討していく。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	継続	継続	継続	継続		

2-(3)-③-C

項目名	人事評価制度の充実					
担当部署	人事課					
目的	職員の職務遂行能力や勤務実績を的確に把握し、人材活用、任用、人事配置及び給与等に活用する。併せて、公務の特性を踏まえながら能力・実績を重視した人事管理を行う。					
平成24年度までの取組内容	「人事評価制度検討プロジェクトチーム」の設置〔H22～H23年度〕 「人事評価試行実施マニュアル（管理職用）」の作成及び一部改正〔H23.2/H23.4/H25.4〕 H23年度から人事評価試行実施					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	検討	検討	検討	検討	試行実施	継続
平成25年度以降の取組内容	個々の能力開発段階に応じた人材育成と並行して、公務員制度改革大綱による新たな公務員制度の主旨及び人事院勧告による能力・実績を重視した人事管理に沿った新たな人事評価を行う。人材育成基本方針をもとに、適正な人事評価制度となるように自己採点基準の徹底などに取り組みながら、各職種別の人事評価を検討し、適正な人事管理を行っていく。 現在管理職を対象として試行実施している人事評価制度について、さらなる職員研修を行うことにより、より効果的な人事評価を行う。また、対象職員については段階的に拡大していく。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	継続	継続	継続	継続		

(4) 組織体制の改革

① 施策・事業の見直しと連動した柔軟な機構改革

2-(4)-①-A

項目名	公金収納対策専門部門の設置					
担当部署	債権特別対策室					
目的	滞納処分を一元的に行う部署を設置して、公金の滞納者に対する厳格かつ適正な滞納処分を実施する。					
平成24年度までの取組内容	平成19年に債権特別対策室を設置し、税務課、国保年金課、こども福祉課、高齢障害課、下水道課で抱える滞納案件を引き受けて、分納誓約や差押を実施している。公金滞納者に対する厳格・適切な収納対策を行っており、特に税の収納率については向上が見られる。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	実施	継続	継続	継続	継続	継続
平成25年度以降の取組内容	債権対策部署で全ての公金の滞納状況を一元管理し、一定期間、一定金額以上の悪質滞納者に対して財産調査と差押えを実施することで、公金収納率の向上と市民負担の公平化を図る。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	継続	継続	継続	継続		

2-(4)-①-B

項目名	入札・契約を一元的に所掌する部署の設置					
担当部署	監理室・人事課					
目的	地方自治法及び本市財務規則に基づいた適正な契約事務を実施する。					
平成24年度までの取組内容	入札事務及びそれに伴う業者登録事務等は、監理室が一元的に行っている。契約事務の一元化については、検討の結果、現状の人員では対応困難な旨結論を得た。電子入札については、検討を行った結果、コストや業者の利便性等から当面導入しないこととした。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	準備	実施	継続	継続	継続	継続
平成25年度以降の取組内容	契約締結事務を一元的に管理する部署の設置について検討する。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	検討	検討	検討	検討		

2-(4)-①-C

項目名	水道局・下水道部門の統合(上下水道の一元管理)					
担当部署	下水道課、水道局					
目的	水道局と下水道課を部門統合して一括管理することで、スケールメリット※による事務の効率化と、窓口の一本化による市民サービスの向上を実現する。					
平成24年度までの取組内容	平成23年10月1日より、水道料金及び下水道使用料の徴収一元化を実施した。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	検討	検討	検討	検討	検討	検討
平成25年度以降の取組内容	水道局と下水道課を部門統合して一括管理運営とすることで、事務の効率化に伴う人件費、物件費等経費の削減と、窓口の一本化に伴う市民の利便性向上を図る。水道事業、工業用水道事業及び下水道事業を全て公営企業法の全部適用として事業管理者による一括管理とするのか、下水道事業は現行の一部適用を継続し市長管理のまま事務を一括処理するのか等、詳細な内容及び実施時期等について検討する。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	検討	検討	検討	検討		

② 横軸連携型組織体制の構築

2-(4)-②-A

項目名	部門横断的な課題解決に対応する体制づくり					
担当部署	人事課、企画課、成長戦略室					
目的	複数の部署にまたがる行政課題に対し、部門横断的な連携体制を早急に整え、迅速かつ適切な対応を行う。					
平成24年度までの取組内容	臨時若しくは特別な事務または複数の部署に関連する重要な課題について、調査、研究、計画策定等の業務を迅速かつ効率的に処理することを目的とする庁内プロジェクトチーム設置状況 平成19年度 4チーム、平成20年度 3チーム、平成21年度 7チーム 平成22年度 6チーム、平成23年度 2チーム、平成24年度 4チーム 個別の事案に応じたプロジェクトチームをその都度つくって対応している。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	実施	継続	継続	継続	継続	継続
平成25年度以降の取組内容	臨時的に複数の部(局)・課(室)等に関連する重要な事務について、調査、研究、計画策定等の業務を迅速かつ効率的に処理する必要がある場合に、個別のテーマに応じて庁内プロジェクトチームを設置する。 平成26年度から新たに成長戦略室を設置し、複数課に関連する事業推進にあたって、その事業の連携を図っていく。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	検討	実施	継続	継続		

項目名	災害等緊急時の防災体制の充実					
担当部署	総務課(危機管理室)					
目的	災害等の緊急時に、行政として迅速かつ的確な対応ができる体制を整える。					
平成24年度までの取組内容	防災担当者会議を年1回開催し、防災関係部署の連携及び緊急時の出動体制の再確認を行っている。毎年開催する総合防災訓練については、それまでの各小学校区を巡回する屋外訓練から、平成24年度は実際の災害を想定した図上訓練とし、大変有意義な結果を得ることができた。また、防災体制の基本となる地域防災計画を平成18年度以降の機構改革及び山口県地域防災計画の修正等を踏まえ最新の情報を反映させた計画に修正を行った。(平成24年度に改訂版案を作成、平成25年3月にパブリックコメントを実施。)					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	実施	継続	継続	継続	継続	継続
平成25年度以降の取組内容	近年における自然災害の増大や、生活スタイルの変化等に伴う災害時の住民ニーズの多様化に対応するため、従来にもまして迅速かつ的確な防災体制を整えられるよう、職員意識の徹底と常日頃からの準備を充実させていく。また、防災知識を有する宇部・山陽小野田消防組合の職員との人事交流については今後も継続していく。 自主防災組織の設立を促進し、活動を支援することにより、地域防災力の向上を図る。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	継続	継続	継続	継続		

取組完了

のもの

1 分権型社会に対応した自治体のあり方

(1) 協働と参画による行財政運営

① 市民参画の推進とその方法

1-(1)-①-終

項目名	住民投票条例の制定、活用					
担当部署	総務課					
目的	地方自治の本旨に基づき、市政運営上の重要事項について、常に市民の意思を問うことのできる制度を設ける。					
平成24年度までの取組内容	平成18年7月に住民投票条例を施行したことにより、住民投票の請求又は発議がいつでもできる環境が整っており、所期の目的を達成している。 これに基づき、平成24年度に「次回の一般選挙から市議会議員の定数を20人以下とするものの賛否を問う住民投票」の実施の市民請求があり、平成25年度に実施されたが、投票した者の総数が投票資格者数の2分の1に満たないため、山陽小野田市住民投票条例第13条第1項の規定により、不成立となった。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	実施	継続	継続	継続	継続	実施
平成25年度以降の取組内容	取組完了					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	完了	—	—	—		

(2) 説明責任の遂行と透明性の向上

① 市民との情報共有化の推進

1-(2)-①-終

項目名	公共施設における市議会の完全中継					
担当部署	議会事務局					
目的	市役所、総合事務所、公民館など公共施設において、重要な市政情報である議会の本会議すべてを視聴することができる環境を整え、議会活動の状況等の情報を市民に分かりやすく提供することにより、開かれた議会運営を実現する。					
平成24年度までの取組内容	平成23年12月定例会から本会議全ての中継が実現し、所期の目的を達成した。 視聴者数の実績件数は以下のとおり 平成19年度 986人、平成20年度 865人、平成21年度 1,036人 平成22年度 906人、平成23年度 1,248人、平成24年度 1,743人					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	継続	継続	継続	継続	実施(完了)	—
平成25年度以降の取組内容	取組完了					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	—	—	—	—		

1-(2)-①-終

項目名	自宅等における市議会視聴の実現					
担当部署	議会事務局					
目的	市民が自宅や仕事場において、市議会本会議の審議状況を視聴することができる環境を整え、議会活動の状況等の情報を市民に分かりやすく提供することにより、開かれた議会運営を実現する。					
平成24年度までの取組内容	平成21年12月定例会から、市議会の一般質問の映像をインターネットにより配信。 平成23年12月定例会からは、本会議全てのインターネット配信が実現し、所期の目的を達成した。 インターネットによる視聴者数の実績件数は以下のとおり。(生中継と録画中継含む) 平成21年度 5,234人 平成22年度 5,614人 平成23年度 4,361人、平成24年度 2,559人					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	準備	準備	実施(一般質問)	継続	実施(本会議)	—
平成25年度以降の取組内容	取組完了					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	—	—	—	—		

② 様々な行財政情報の公開

1-(2)-②-終

項目名	外部監査システムの検討					
担当部署	監査委員事務局					
目的	地方分権の推進に対応した行政体制の整備と適正な予算執行の確保を図るため、外部監査制度を導入することで、監査機能の独立性と専門性の向上を図り、監査機能に対する住民の信頼を確保する。					
平成24年度までの取組内容	外部監査制度は、従来の監査委員制度に加えて、地方公共団体の行政運営に関して弁護士や公認会計士等の外部の専門家と個々に契約して監査を受ける制度である。 導入の背景として、地方分権の推進に伴い地方公共団体自らのチェック機能の強化が必要になったことなどがあげられるが、制度運営のためには相当の費用が必要となる。 平成17年以降、民間経営者を監査委員に任命し、民間の目線による監査を行っている。 現在、監査委員制度については国において制度改革が検討されており、国の動向を踏まえながら費用対効果を含めて外部監査制度の導入を検討している。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	検討	検討	検討	検討	検討	検討
平成25年度以降の取組内容	本市では外部監査制度を導入しなければならない法的義務はない。また、平成17年以降は民間経営者を監査委員に任命して、民間目線での監査を行っている。現在の体制での監査に何ら問題が見られないため、外部監査の導入についての検討は終了する。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	検討終了	—	—	—		

1-(2)-②-終

項目名	公債費、債務負担行為等適正化計画の作成公表					
担当部署	財政課					
目的	将来にわたる財政負担を伴う公債費及び債務負担行為等について、適正な財政運営に資するよう計画を作成し公表する。					
平成24年度までの取組内容	実質公債費比率(3ヶ年平均)は、平成21年度決算数値において17.4%であり、地方債の発行に伴う公債費負担計画は作成の必要がなくなった。 平成22年度以降も、数値は年々減少している。 (平成23年度 16.1%、平成24年度 15.3%)					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	実施	見直し	—	見直し(完了)	—	—
平成25年度以降の取組内容	取組完了					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	—	—	—	—		

2 社会経済情勢に対応した行財政運営システムの構築

(2) 財政健全化の推進

① 内部事務経費の削減

2-(2)-①-終

項目名	電子決裁システムの導入検討					
担当部署	総務課、情報管理課					
目的	電子決裁システムを導入し、公文書のデータ化を推進する。そして、事務の効率化、省資源・省スペース及び市民への情報提供の迅速化を図る。					
平成24年度までの取組内容	職員提案による文書管理システムを平成19年度から実施。 電子決裁システムの導入については、費用対効果を考慮しながら、既に導入している県の活用状況も注視しながら、慎重に検討してきた。その結果、本システムの導入には、導入とその後の運用に多額の費用が必要であり、また、出先機関の少ない本市においては本システムの導入による大きなメリットが望めないと判断し、現時点での導入には至らなかった。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	検討	検討	検討	検討	検討	検討終了
平成25年度以降の取組内容	検討終了					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	検討終了	—	—	—		

③ 歳入の確保

2-(2)-③-終

項目名	ごみ処理手数料の見直し					
担当部署	環境課					
目的	ごみ処理には多大な経費を要しているため、その一部は手数料で賄うべきあり、受益者負担の原則・公平の原則により、排出者に対しごみの排出量に応じた負担を求めていく。					
平成24年度までの取組内容	平成20年10月1日に「山陽小野田市一般廃棄物の処理手数料に係る収入印紙に関する条例」を施行し、自治会ごみステーションに排出されるごみについて、処理手数料を徴収している。証紙の種類を2円証紙、4円証紙及び5円証紙とし、あらかじめ指定ごみ袋に刷り込んで市民がごみ袋を購入する際に処理手数料を負担する仕組みを導入した。これにより、所期の目的を達成した。処理手数料の実績は、平成20年度：9,874千円、平成21年度：17,229千円、平成22年度：17,011千円、平成23年度：17,467千円、平成24年度：17,708千円となっている。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	検討	完了	—	—	—	—
平成25年度以降の取組内容	取組完了					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	—	—	—	—		

2-(2)-③-終

項目名	水道使用料・下水道使用料の徴収一元化					
担当部署	下水道課、水道局					
目的	対象者、事務処理内容等が重複している水道使用料、下水道使用料の賦課徴収事務を一元化することにより、事務の効率化と収納率の向上を実現する。					
平成24年度までの取組内容	平成23年10月1日より、水道料金及び下水道使用料の徴収一元化を実施し、下水道課については、職員の一名削減及び収納率の向上(96%⇒98%)を達成した。水道局については、事務の煩雑さは増加したが、職員の努力により収納率は維持している。所期の目的を達成した。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	検討	準備	準備	準備	実施・完了	—
平成25年度以降の取組内容	取組完了					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	—	—	—	—		

項目名	コンビニエンスストア・金融機関ATM、クレジットカード等による公金収納の検討					
担当部署	企画課					
目的	公金納付方法の拡大により、ライフスタイルの多様化に対応し、納付者の利便性向上に努める。					
平成24年度までの取組内容	平成21年度コンビニ納付、クレジットカード納付、ペイジー※について、それぞれのメリット、デメリットを整理して、導入について検討した。 平成23年度から平成24年度にコンビニ収納に係る準備を進め、平成25年度からコンビニ収納の対応を開始したことにより所期の目的を達成した。 コンビニ収納の導入による効果としては、収納率の向上という面よりも、納付機会の拡大による住民サービスの向上の面が大きい。					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	検討	検討	検討	検討	検討	準備
平成25年度以降の取組内容	平成25年度から、市税、国保料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育所保育料、住宅使用料及びサポート寄附※について、納付機会の拡大のため、休日、夜間を問わず24時間いつでも納付できるコンビニエンスストアでの収納を開始した。					
平成25年度からの取組予定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	実施・完了	—	—	—		

用語解説

【あ行】

アウトソーシング (34 頁)

業務の一部を一括して外部の企業に委託すること。これにより、事務処理の効率化や人件費等の経費節減、人やスペースなどの資源の有効活用のほか、内部では得られない専門業者の高度なノウハウを新たに取り込むことによって、内部資源を高度化できるなどのメリットが期待される。

アカウンタビリティ (30 頁)

行政機関や公務員が、自らの行った判断や行為について、住民に情報を開示し、納得できるように十分「説明」する義務と責任のこと。

アクションプラン (4 頁)

ある政策や企画を実施するための基本方針・行動計画。

【か行】

行政経営 (4 頁)

行政運営を「管理」から「経営」に転換し、民間の優れた経営理念や経営

手法を積極的に取り入れながら、市民の満足度が向上するよう、市民の視点に立ち、成果を重視した行政活動を展開していくこと。

行政の透明性 (13 頁)

行政が保有する情報や政策の内容を住民にどれくらい公開できているかを表す言葉。

行政の透明性を高める取組としては、行政情報の積極的な公開や、行政評価の導入による事業内容（事後の評価）の明確化などがある。

行政評価システム (16 頁)

行政の政策・施策・事務事業に対し、市民の目線に立ってその必要性や効率性、効果などを評価し、その結果をもとにそれらを適切かつ効率的に改善して、予算査定などに反映させる仕組み。

コミュニティ (24 頁)

人々が助け合いの意識を持って共同生活を営む一定の地域及びその人々の集団。地域社会。

【さ行】

サポート寄附（55頁）

ふるさと納税のこと。生まれ故郷や応援したい任意の自治体に寄附をし、確定申告を行うことにより、寄附金のうち2千円を超える部分について、一定の上限額まで所得税・個人住民税から控除を受けることができる制度。本市ではサポート寄附と呼んでいる。

自主財源（8頁）

地方公共団体が自主的に収入する財源。地方税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入がこれに該当する。

指定管理者制度（4頁）

市民サービスの向上と管理運営の効率化を図るため、従来の公共的団体に加え、民間事業者やNPO法人も公共施設の管理を代行することができる制度。

出納閉鎖期間（28頁）

前会計年度末（3月31日）までに確定した債権債務について所定の手続を完了し、現金の未収未払の整理を行うための期間をいう。すなわち、会計

年度終了後の翌年度の4月1日から5月31日までの2か月の期間を指す。

スキルアップ（46頁）

個人の持つ技術や能力を、訓練や教育を受けて向上させていくこと。

スケールメリット（48頁）

大量生産による利点や、市町村合併により自治体規模が大きくなることによって得られる利点のこと。

説明責任（13頁）

行政機関や公務員が、自らの行った判断や行為について、住民に情報を開示し、納得できるように十分「説明」する義務と責任のこと。

【た行】

地方交付税（8頁）

地方公共団体の財源不足や地域間の財政不均衡を是正し、どこに暮らしていても、国民が等しく一定の行政サービスを受けられるよう国から地方公共団体へ交付される税金のこと。国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれ一定割合の額で、一定の基準により国が交付す

る。

地方分権（4頁）

行政上の様々な権限を地方に任せること。

定員適正化計画（15頁）

期待される合併効果をより確かなものとするため、また、行政規模や範囲を見直し、職員数の削減により経費を抑制し、多様化・複雑化する市民ニーズに的確に対応するため、定員管理の具体的指針となるものとして、平成19年3月に策定した計画。その後、平成23年2月に、第二次計画を策定した。

【は行】

パブリックコメント（13頁）

市民意見公募制度。市の基本的な計画や条例などの策定に際して、その目的、内容、市の考え方などを公表して広く市民からの意見や情報を募集し、これを考慮して意思決定を行うとともに、寄せられた意見等の概要とこれに対する市の考え方を公表する一連の手続。

バランスシート（28頁）

企業の一定時点における財政状態を明らかにするために、資産、負債、資本を一つの表に記載した報告書。貸借対照表。

ファシリティマネジメント（17頁）

企業・団体等が保有又は使用する全施設資産及びそれらの利用環境を、少ないコストで最大の効果を出せるように、経営戦略的視点から総合的かつ統括的に企画、管理、活用すること。

扶助費（8頁）

社会保障制度の一環として、地方公共団体が各種の法令、すなわち生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づき、被扶助者に対してその生活を維持するために支出する経費、及び地方公共団体が単独で行っている各種扶助の経費。

普通交付税（8頁）

基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、原則として基準財政需要額が基準財政収入額を超える額（財源不足額）について交付される。地方交付税の主体をなすものであり、地方交付税総額の9

4%に相当する。

フレックスタイム (45 頁)

1 か月以内の一定期間における総労働時間をあらかじめ定めておき、労働者はその枠内で各日の始業及び就業の時刻を自主的に決定し働く制度。労働者がある生活と業務の調和を図りながら、効率的に働くことができ、労働時間を短縮しようとするもの。

ペイジー (55 頁)

税金や公共料金、各種料金などの支払いを、金融機関の窓口やコンビニのレジに並ぶことなく、パソコン、スマートフォン、ATM等から支払うことができるサービス。

【ま行】

モニタリング (34 頁)

指定管理者による公共サービスの履行に関して、条例、規則及び協定等に従い、適切かつ確実なサービスが提供されているかを確認・評価する手段であり、安定的・継続的にサービスを提供することが可能であるか監視する手段。

【ら行】

リニューアル (14 頁)

もとのものに手を入れて新しくすること。

【わ行】

ワンストップサービス (37 頁)

1 箇所又は一度の手続で必要とする関連作業を完了することができる行政サービス。

【アルファベット】

D T P (25 頁)

Desk Top Publishing の略。レイアウトソフトやグラフィックツールなどを用いて、パソコンやワークステーション（一般向けのパソコンより高性能で主に業務用に利用されるコンピュータの総称）上で版下原稿や印刷用フィルムを編集・作成すること。

H P (25 頁)

ホームページのこと。

N P O 団体 (13 頁)

Non Profit Organization の略。非営利組織。政府や私企業とは独立した組織として、住民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。

P D C A サイクル (3 頁)

Plan Do Check Act サイクルの略。
行政の業務は従来、Plan(予算・計画)
→Do(執行)で終わり、結果の検証が
欠けがちであった。これに、Check(検
証・評価)→Act(見直し・改善)とい
うサイクルを導入し、経営のマネジメ
ント・サイクルを確立することにより、
Planの有効性と、Doの効率性の向上
を図ろうとする取組。

P F I (4 頁)

Private Finance Initiative の略。
これまでの公的部門による社会資本
の整備・運営に民間資本や経営ノウハ
ウを導入し、民間主体で効率化を図ろ
うという政策手段。イギリスで用いら
れているが、日本でも平成 11 年に P
F I 推進法(民間資金等の活用による
公共施設等の整備等の促進に関する
法律)が制定された。